

「水辺」の技術誌

——水鳥獲得をめぐるマイナー・サブシステムの

民俗知識と社会統合に関する一試論——

菅 豊

-
- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 問題の所在 | 4. 水鳥獲得の社会的技術と生態的技術 |
| 2. 村落社会における水鳥猟の社会的意義 | 5. 水鳥獲得の実態と経済的意義 |
| 3. 水鳥猟の背景にある知識と技術 | 6. 結語—“副業”からマイナー・サブシステムへ— |
-

論文要旨

水鳥を捕る狩猟は、その棲息地が身近な平地農村部であったために、かえって狩猟研究の分野では卑近なものとして見過ごされ、とりたてて文化史のなかに位置付けられることもなかった。また、広く生業研究の分野をながめてみても、それは“副業”的経済の意味しか与えられておらず、その背景にある潤沢な自然に関する民俗知識というものは看過されてきた。民俗学において、「人間がどのように生きてきたか」という側面から人間に焦点を合わせた時、生業の活動の一部を簡単に、そして安易に“副業”という言葉をもって表現することは危険である。“副業”とは、経済的に重要度の高い“業”に対し相対的に低いものに与えられる卑称となる場合が往々にしてある。その言葉によって陥る先は“瑣末な”“取るに足らない”生業という評価であり、その結果もたらされるものは、看過そのものである。鳥猟研究はまさに“副業”という言葉によって発展性の見えない領域におとしめられ、見過ごされた課題であった。

本稿では、まず、水辺の鳥たちを利用するための、今まさに消え去ろうとしている全体的技術、知識の束を可能な限り抽出することを目標とする。

この束を単純に分ければ、3つの民俗知識の小束に分類することができる。第1に、この民俗知識には、生物そのものの行動や習性に関する生態的な知識がある。第2に、それらを取り巻くような形で、獲物としての水鳥を獲得する人間側のアプローチの知識、技術がある。第3に、より外延的ではあるが第2のテクノロジーと無縁ではないものとして、水鳥をめぐる人間側の社会関係、経済関係に関わる知識、技術がある。これは狩猟法、猟場に関する共同体規制とか、生産物としての水鳥の利用（処理、売買など）に関する知識、技術などである。このような知識、技術の束は、現実にはまだ他にもさまざまな位相で、水鳥を取り巻いていたのに違いない。“副業”であるからといって、人々の感性や知の統合力が力を弛めるわけではないのである。本稿では、従来の狩猟伝承研究では取り扱われにくかった、“副業”としての平地性鳥獣猟をマイナー・サブシステムと読み替え、それにも豊富な民俗知識、技術が存在することを指摘し、その実像により接近する。そして“副業”的であると軽視されがちな活動の社会的意義、経済的意義の実体の積極的な評価を目指している。

1. 問題の所在

日本の冬の到来を告げる、カモヤガン、ハクチョウなどの北からの渡り鳥。都市生活者にとってそれらは、叙情的なイメージでとらえられがちである。しかし、漠然と、自然が残されていることのシンボルとしても利用されるこれらの渡り鳥は、水辺に生活しそこから自然の恵みを楽しむ人々にとって、まさしく“獲物”そのものであった。

全国的に見て、この“獲物”を追う人々の姿は、決して特殊なものではない。ただ山中奥深く潜むクマやイノシシ、カモシカにくらべ、それらの棲息する場所は身近な平地農村部であったために、かえって狩猟研究の分野では卑近なものとして見過ごされ、とりたてて文化史のなかに位置付けられることもなかった。また、広く生業研究の分野をながめてみても、“副業”的経済の意味しか与えられておらず、その背景にある潤沢な自然に関する民俗知識というものは看過されてきた。そうこうしているうちに、戦後の開発にともなう猟場の消失、農林行政の転換による伝統狩猟法の禁止などによって、ますます平地性の狩猟の実態はとらえにくいものとなっている。

民俗学において、「人間がどのように生きてきたか」という側面から人間に焦点を合わせた時、生業の活動の一部を簡単に“副業”という言葉をもって表現することは危険である。“副業”とは、経済的に重要度の高い“業”に対し相対的に低いものに与えられる卑称となる場合が往々にしてある。その言葉によって陥る先は“瑣末な”“取るに足らない”⁽¹⁾生業という評価であり、その結果もたらされるものは、看過そのものである。鳥獣研究はまさに“副業”という言葉によって発展性が見えない領域におとしめられ、見過ごされた課題であった。

狩猟研究の分野における鳥獣研究の遅延性をまず第1に指摘できる。

民俗学では明治42年(1909)、柳田國男の『後狩詞記』⁽²⁾以来、比較的早い時期から狩猟伝承の記録、集積が行われてきた。しかし、そのほとんどは山中の大型ほ乳類(クマ、イノシシ、カモシカ等)の狩猟に関する研究が主流を占めてきた。

もちろん、山中奥深くに棲息する小鳥も含めて、鳥類一般に対する関心は皆無ではなかった。例えば、大正末から昭和初頭にかけて柳田によって記された野鳥に関するエッセイは、昭和15年(1940)に『野鳥雑記』⁽³⁾としてまとめられるが、これには柳田自身も含めた観察による鳥類の生態、それを取り巻いて言語化される豊饒な民俗についての記述が見られる。また少なからず柳田に影響を受けた川口孫治郎の鳥に関する業績は、自己の観察による自然認識と、民俗的な自然認識⁽⁴⁾が渾然となっているという方法的な問題を残してはいるものの、「鳥の民俗」を執拗に追い続けたその姿は、自然の中における人間の営みを民俗学で取り扱う過程で、再検討する余地は十分にある。しかし、柳田にせよ川口にせよ、その興味は鳥を生活の糧とする側面には、最終的にはさほど強くは向かっていかなかったようである。

柳田國男が『後狩詞記』以後、山の生活、山中世界の異質性とといった問題に強い関心を持ち続

けたことは既に指摘されているが、その研究の収斂過程において柳田自身の狩猟への関心は希薄化するにもかかわらず、回りの同勢は狩猟に関する多くの成果を残してきた。⁽⁵⁾ その狩猟研究の到達点は、現在では千葉徳爾の業績にある。

刊行だけに約17年間もかけた千葉の『狩猟伝承研究』⁽⁶⁾、『続狩猟伝承研究』⁽⁷⁾、『狩猟伝承研究後篇』⁽⁸⁾、『狩猟伝承研究総括編』⁽⁹⁾の大冊4部は、個人で、ある特定の分野にこれだけ突出したデータを集積したものとしては、他に比肩するものなき大きな成果であるといえる。

その成果は、後続の研究者が凌駕しようという気にもならない程、網羅的なものであるが、しかし、それでもまだ狩猟研究には明らかにされていない重要な課題が山積している。そのひとつに平地農村部、特に湖沼、河川、海浜周辺部に濃厚に見られる鳥獣猟についての研究がある。千葉自身「同じ哺乳類の中ですら、小物のわな猟とか、トド・アシカなどの海獣には全くふれていない。まして爬虫類や鳥類などには手も出ないのが実態である。だが、これらをつめる者は統計上は立派な狩猟業であって、その数は大型野獣を狩る人よりもはるかに多い…それらの人びとと動物との交渉には全く立入ることができなかったのは、ひとえに筆者個人の興味のおもむくところという以外に申訳のしようがない⁽¹⁰⁾」と語るように、日本に存在する動物の獲得の歴史が、すべて千葉によって明確になされているわけではない。ここにはいまだに猟存立の基盤や、経済的意義、あるいは利用の実態といったことさえ明らかにされていない動物の課題が残っているのである。

千葉がその功績を著書として世に問いはじめていた昭和47年（1972）、漁業民俗の研究分野で異彩を放っていた桜田勝徳が、狩猟伝承の分野で、まだ手つかずのままの情報消失の危機に瀕しているという問題を提示している。桜田は狩猟の研究分野での業績は少ないが、「…これら（狩猟研究：引用者註）は主として山中の獣猟に関するものに力が注がれていて、どちらかという湿地地帯や水田の方に比重の重い鳥猟については、まだこれぞという民俗記録の集積はなされていないように思う…もう湿地や水田の鳥猟のことは単に手賀沼に限らず、ぐずぐずしているとわからなくなってしまわうだろう」と指摘し、30年程前のフィールド・ノート⁽¹¹⁾をひもといてまで、この研究の呼び水的役割を果たそうと考えていた。それは桜田が死に至る3年前のことであり、親友大間知篤三、駒井和愛らの死に接したのがきっかけで、急にせまられた課題であった。桜田は「駒井さんにかかれてしまい、急に「手賀沼鴨猟資料」から、鳥を主として書きつづけてみようと思いついたのである。それには狩猟伝承への関心が、熊鹿猪羚羊などの獣猟の方に偏しており、鳥の方が忘れられているように思えたからである⁽¹²⁾」と晩年の思いのたけを語っている。「手賀沼鴨猟資料」の発表後すぐに、川口孫治郎の鳥に関する調査ノートからの抜き書き資料を、雑誌『民間伝承』⁽¹³⁾に11回にわたって連載したことからも、桜田の研究活動終焉期の小動物狩猟伝承へのなみなみならぬ意欲は感じとられるのである。しかし、昭和51年（1976）4月の連載11回目が世に出ぬうちに桜田は病床に伏し、翌年1月には黄泉の客となった。

平地性の小動物猟は、当初より研究の周縁へと追いやられており、いまだ報告も出つくしたと

いうには程遠いというのが実状である。大久根茂が「…(低地の狩猟: 引用者註) 報告例の少ないことは、低地での狩猟の度合いが、山間のそれに比べて極端に少ないことを意味するものではない…“目立ち具合”の差が、そのまま研究報告の多寡になって現われているといっても過言ではない⁽¹⁴⁾」と指摘するように、この対象物が単に身近な存在であったために、身近過ぎてかえって看過されやすかったものであるに過ぎないのである。この研究の価値はいまだもって、足下で失念されているといってもよい。

だが、あまりにも置き忘れられた時間は長かった。いみじくも千葉が「僅かに自ら慰めるところは…狩猟伝承の類型としてはほぼ出尽した感があることである⁽¹⁵⁾」といいきる山中の大型獣の狩猟ですら、千葉自身をしてそれは「根気よく調べた結果ではなくて、そのような伝承を保持してきた狩人が、大方は世を去ってしまった結果といっても言い過ぎではない⁽¹⁶⁾」といわしめるように、現在ではとらえにくいものとなっているのである。この対象が既に消えかかっているということが、この分野の研究が遅滞している大きな理由のひとつである。

平地性の鳥獣狩猟は、僻陬の隔離した土地で近代化と無縁に伝承されてきたものではない—もちろん山中の大型獣狩猟ですら無縁ではあり得なかったが—。それは一般に農村と呼ばれるムラで、稲作などの農耕と並行して行われていた。そのようなムラが包摂していた、平地性の鳥獣狩猟の活動の場としてあった「水辺」は、まさに近代の荒波に洗われその容姿を大きく変えてきている。また、狩猟に外的に枠組みを与えてきた“制度(狩猟法規)”も、近代の進行とともにあり方自体が大転回している。

もちろん近世期から新田開発にともなう「水辺」の改変は行われており、平地性の鳥獣狩猟はその頃から変質してきたのは間違いない。しかし、近代に入って明治中期から耕地整理が徐々に進み、第2次世界大戦中・戦後の食料増産政策のもとでは、干拓事業が推し進められその生産の場は大きく変質したのである。

狩猟の制度的な側面からいうと、まず明治6年(1873)に狩猟規則が設けられ、明治28年(1895)「狩猟法」が制定、大正7年(1918)より数次の改正を経て、保護鳥指定制度から狩猟鳥指定制度へ、そして猟区制度へと移行する。つまり狩猟の枠組みは一貫して縮小傾向にあったのである。しかし、昭和初頭までは「共同狩猟地」「銃猟禁止区域(伝統的狩猟法のみ行われる)」が存在し、在地の慣習的、伝統的な鳥獣技術、組織が残存していた。

この日本全体の狩猟制度が大きく変貌したのは、戦後である。昭和22年(1947)～25年(1950)、占領軍司令部天然資源局の勸奨により①狩猟鳥類を46種類から16種類に制限、②かすみ網、鳥モチ(鳥鷄)を用いた猟の禁止、③狩猟者の1日の捕獲制限、④鳥獣保護区の制定などの改正が行われ、狩猟をとりまく環境は一段と厳しくなった。昭和38年(1963)鳥獣保護に力点を置いた法律に改正されることによって、伝統的な平地性鳥獣狩猟技術はより活動の場が狭められていく。

伝統的な狩猟活動が衰微した理由としては、以上のような①戦後の狩猟法の改正、②戦中・戦後の食料増産政策にともなう低湿地の減少という状況とともに、③環境破壊、乱獲(軍需)にと

もなう水鳥の飛来数減少，④社会的規制の緩和にともなう銃猟の普及，⑤食生活の変化にともなう水鳥需要の減少などが考えられる。

このような状況の中，鳥獣狩猟研究は現在では取り扱うのがかなり困難な分野であることは間違いない。本稿では，まず，水辺の鳥たちを利用するための，今まさに消え去ろうとしている全体的技術，知識の束を可能な限り抽出することを目標とする。

この束を単純に分ければ，本稿で扱う知識の束は，3つの小束に分類することができる。第1に，この民俗知識には，生物そのものの行動や習性に関する生態的な知識がある。これは，水鳥を分類したり，棲息場所を把握したりするような知識に代表される。第2に，それらを取り巻くような形で，獲物としての水鳥に人間側からアプローチするための知識，技術がある。これは水鳥たちを獲得するための直接的な知識や技術，技能といったものである。第3に，より外延的ではあるが第2のテクノロジーと無縁ではないものとして，水鳥をめぐる人間側の社会関係，経済関係に関わる知識，技術がある。これは狩猟技術，猟場に関する共同体規制とか，生産物としての水鳥の利用（処理，売買など）に関する知識，技術などである。

このような知識，技術の束は，現実にはまだ他にもさまざまな位相で，水鳥を取り巻いていたのに違いない。“副業”であるからといって，人々の感性や知の統合力が力を弛めるわけではないのである。

筆者はかつて，「農村」，「農民」といった十把一からげの表現を受ける対象の中から，非農耕的論理を導き出そうとしたことがある⁽¹⁷⁾。そこでは，明らかに農業を主たる経済的な糸口とする生活にも，季節的変移をもつ“副業”を考慮に入れば土地所有，使用形態，村落規制に非農耕的論理が見い出せるというものであった。すなわち，多くの収益，生産を遂げる行為が，民俗の生成発展に多大なる影響を与えるとは必ずしも限らないということである。人間生活の実像を知りたければ，そのような生活の全体性を実体あるものとして理解しようという試みは常になされねばならない。

生物に対する民俗知識が，生業活動や人々の分類体系，ひいては自然認識というレベルまでどのように活用され影響を及ぼしているか考察する分野⁽¹⁸⁾は，民俗学で注目されてまだ日が浅いが，この方面からの追究は，人間生活の研究の地平をまた一段と広げるのではないかと考えられる。狩猟研究の推進者として中心的役割を果たしてきた千葉は，「われわれの研究の主眼は…狩猟行動やその技術にはない。狩猟という行動に伴ないながらも，昔からのしきたりに従って狩人やその地域社会が承認し，かつ実行している多くの慣行が研究対象の中核を構成している。それらが狩猟行為そのものの一部でもある故に，われわれは，それらを含む狩猟活動全体を一つの複合した構造としてとらえることができ，それによって体験しない部分をも理解できるはずである⁽¹⁹⁾」と述べているが，活動の実体を知りたいと思う時，このように対象を限定し，対象へのアプローチの方法を限定する必要はない。この対象に対する限定的な枠の当てはめもまた，鳥獣研究を遅滞させる原因になるからである。

平地性の鳥獣猟には、山中深く行われる大型獣猟に付随する山の神信仰のような、特殊な精神的統合の支柱となる信仰体系は希薄である。また、狩猟組織も一般的に大型獣猟に比べ、断片的で、かつ弱い組織でしかないと思われる。これらの狩猟伝承を指標とするかぎり、平地性の鳥獣猟は研究の俎上へと上りにくくなるのである。

本稿では、従来の狩猟伝承研究では取り扱われにくかった、“副業”としての平地性鳥獣猟にも、豊富な民俗知識が存在することを指摘し、その実像により接近する。そして“副業”的であると軽視されがちな活動の社会的意義、経済的意義の実体を探る。経済的、社会的な重要度が低いというのなら、その低さを実体として把握することもまた必要なのである。ただし、その意義は“副業”であるからといって、現実には必ずしも低く見積られるものではない。“副業”でも生活の一部をなす構成体として、社会的、経済的な意味付けがなされるかもしれないのだから。民俗の実像は研究者の考えているものより、はるかに大きい姿を隠し持っている可能性があるのである。

2. 村落社会における水鳥猟の社会的意義

本稿で扱う千葉県東葛飾郡沼南町布瀬⁽²⁰⁾では、手賀沼が干拓される以前、冬場、ハリキリアミ猟とボタナ猟と呼ばれる水鳥猟が行われていた。ハリキリアミ猟はいわゆるかすみ網、ボタナ猟は鳥モチを用いた狩猟法である。昭和6年(1931)に農林省によって行われた『共同狩猟地ノ沿革慣行其他調査』(以後『調査』と略す)に、手賀沼沿いの人々が回答した中には、「本共同狩猟地ニ於テハ狩猟ノ動機カ副業ニアリシモノニシテ」(傍点引用者)とあるように、この水鳥猟という生業は“副業”と位置付けられていたようである。

明治25年(1892)、日本の狩猟法を総覧した『狩猟図説』には、「張切羅ト竊繩ヲ併用シテ鴨ヲ捕フル法」として、ここ手賀沼・布瀬の水鳥猟が次のように特別に取り上げられている。

下総手賀沼ニテハ毎年十月中旬ヨリ翌年二月下旬迄沿沼ノ村落連合シ張切羅ト竊繩トヲ併用シテ鴨類ヲ猟セリ此ノ猟業ハ明和以来慣行スル所ニシテ頗ル壮快ノ猟法ナリ該沼ハ西部ヲ上沼ト唱ヘ東部ヲ下沼ト唱フ千間堤ト名クル土堤ヲ築キテ之ヲ界ス下沼ト唱フル地ハ周囲葎草生茂シテ一沢ヲナン内ニ凡ソ四百余条ノ溝渠ヲ穿チ網場ト為ス沼面モ明神崎ト唱フル処ヨリ落合川ニ見通シ木標ヲ植テ二区ニ分チ内場外場ト唱フ鳥獣連合ノ村落ハ下沼ニ沿ヘル浦辺、^(鴨カ)亀成、発作、三河屋、布佐、下相馬、浅間前、大作、新木、日秀、布瀬、手賀ノ十二ヶ村ニシテ布瀬村ヲ以テ本部トス張切羅ハ十二ヶ村ヨリ出テテ張ルト雖ヘトモ竊繩ハ布瀬村ノ専業ニシテ他村ノモノ之ヲ流スコトヲ免サズ張切羅ニ属スル者三百五十人每人羅十四五段総羅数五千二百余段ヲ用ヒ竊繩ニ属スル者六十人小舟三十艘竊繩三万尋ヲ使用セリ…獲ル所竊繩舟ニ在テハ一船ノ収額其ノ最多ナルモノハ二十羽最少ナルモノ四五羽張切羅ニ在テハ一人ノ収

額凡ソ十羽ナリ此ノ最多収額ト獵日数トヲ以テ計算スルトキハ一期四万二千二百羽ノ収額アリト云フ以テ該沼ノ水鳥ニ富メルヲ知ルヘシ然ルニ近年川明ト唱ヘ報酬ヲ受ケ随意ニ銃獵ヲ許スヲ以テ收穫追年減少スト云フ⁽²²⁾

これにもあるように、明治25年以前には手賀沼では布瀬を含む12の集落で水鳥猟を行っていたとされる。この12集落は共同して組合を結成し、水鳥猟の管理、運営を行っていたのである。この鳥猟組合の中で、布瀬の占める位置は別格である。『狩猟図説』の中で「布瀬村ヲ以テ本部トス」とあるように、布瀬がこの鳥猟組合の中心的な役割を担っていた。このことから、布瀬はオヤハマ（親浜）と呼ばれ称せられていた。

オヤハマの特権は、①全集落の出猟日、出猟時間を決定することができ、また②鳥猟組合を取りしきるカンジチョウ（幹事長）を常に選出することができ、③ボタナ猟を独占的に行うことができるということである。ボタナ猟は布瀬以外の11集落では行使することは認められていない。

この鳥猟組合は各集落毎に支部組織があり、布瀬では布瀬区共同鳥猟組合が、布瀬内の水鳥猟を運営している。具体的には、猟場の管理、猟具の取り締まり、狩猟許可の申請などがその主たる活動である。

手賀沼の水鳥猟の確たる来歴は詳らかではない。

大正12年(1923)発刊された『千葉県東葛飾郡誌』⁽²³⁾や、先に紹介した『調査』、昭和17年(1942)水鳥猟の組織解散にあたってまとめられた『手賀沼鳥猟沿革』⁽²⁴⁾（以後『沿革』と略す）などでは、手賀沼において水鳥猟の猟場が確立し、ボタナ猟が布瀬の住人によって発明されたのは「嘉元・建武年間（1303～1336）」とされている。また、くだって文禄元年（1592）には豊臣秀吉へ、正月元旦にあたってマガモ二つがいとハクチョウ2羽を献上し、元和元年（1615）より、徳川家康に引き続き献上したという記事が見られる。このような見解がいかなる史資料をもとに確定されたかは不明であり、近世以前の来歴の記述において信憑性は低い。

『調査』によると、享保2年（1717）以来、明治まで領主（旗本松前氏）と水戸家に毎年正月、マガモ一つがいずつを献上していたと言いつづけている。時代が下がって、手賀沼回りの集落が共同で水鳥猟をやり始めた後、領主に対しては「鳥猟運上」を納める他、「真菰永銭」なども徴せられていたという。『沿革』では、この共同狩猟の開始を寛政2年（1790）としている。

筆者の管見の限りでは、明和2年（1765）に、布瀬近隣の名主代が江戸の水鳥問屋に入れた、密売に関する一札が、確認できる水鳥猟に関する地方文書の最も古いものであるが、当時は既に江戸での水鳥商売は盛んに行われていることからして、⁽²⁵⁾水鳥供給地としての役割はもっと古いところ求められるのかもしれない。しかし、一方でこの地は水戸藩の「御鷹場」（御借場）であったともされ、⁽²⁶⁾形式的には鳥獣を捕らえることは困難であったはずであり、近世前・中期の水鳥猟の実態は不明瞭である。⁽²⁷⁾

近世末になると江戸の水鳥問屋から、布瀬の鎮守の再建費用に多額の寄付を受けており、その

工業はある程度の経済的な地位を定めていたことがわかる。また、布瀬近隣の片山村では、弘化3年(1864)には、水戸公に水鳥を運上することを条件に鳥猟を行うことを許可されている。この時、手賀沼が湛える水は沼回りの水田にあふれ、冠水した稲は腐って種籾まですべて失われるという状況にあった。手賀沼では度重なる沼畔の新田化が試みられているが、いずれも大きな成果を上げることなく失敗に終わっている。そこで沼畔の農民たちはマコモを水際に植えつけ、鳥の狩猟地へと再び復旧させ、「真鴨式番」を水戸公に献上することにより5か年の水鳥猟を許されることとなった。⁽²⁸⁾

この時代の布瀬では既にハリキリアミ猟が行われており、「網張場」(猟場)を区画に分け、「場金」を支払うことによって使用する、猟場の借上制度が始まっていた。⁽²⁹⁾そして、周辺村落とともに行う共同狩猟は確立されていた。⁽³⁰⁾

近世の鷹場制度が廃絶された後、明治に入ると地租改正にもなると、狩猟地に関しては地租を支払い、狩猟者は鳥猟税を納付することにより従来の共同狩猟は続けられたが、銃猟が参入し猟の支障になったために、明治12年(1879)には共同狩猟期中の銃猟を禁止した。明治28年(1895)、近代の狩猟制度整備の第一段である「狩猟法」が施行されるのにともない、慣習的に編成されていた共同狩猟の組織を、手賀沼西半分(下沼という)の集落で手賀沼鳥猟営業組合として正式に発足させ、組合規約を整備し、鳥猟の継続に努めた。この時、鳥猟組合の代表者であるカンジチョウに選出されたのは、布瀬の梅沢作兵衛である。

梅沢家は天明年間(1781~1789)より紺屋・織屋を家業とし、新田開発などにも携わる富農であった。現在でも、作兵衛新田という字名が手賀沼沿いには残存している。梅沢作兵衛は、当時の狩猟制度の改革にもなる狩猟組織の近代化を推進し、諸般の手続きを一手に担っていた。同家にはその際、県知事や郡長、近隣町村の町村長に宛てた水鳥猟関係の許可願や、議事録、事由書などの写しが数多く残っている。⁽³¹⁾

それによると、明治28年9月30日、手賀沼沿岸で水鳥猟を営む各村落の役員(カンジ)は布瀬に集まり、「狩猟法」施行にもなる組織の規則改正を行っている。具体的には①手賀沼の官有水面を借り上げること、②組合のカンジの数を18名から20名にすること、③「留場(トメカワと呼ばれる沼上の規制、後に詳述する)」は、10月11日から開始すること、④初猟は10月21日以降、終猟は翌年2月25日午前8時までとすること、⑤出猟の合図にかかる人件費として各集落の組合より1円をカンジチョウに納入すること、⑥カンジは各集落の水鳥猟従事者の人員と捕獲鳥数をカンジチョウに報告すること、⑦組合予算を108円74銭とすること、⑧この予算の負担は布瀬、⁽³²⁾発作、相島で「五分」負担し、浦辺、亀成、浅間前で「三分」、布佐、大作、新木で「二分」を負担することが確認されている。

以上の議決で注目されるのは、①の官有水面の借り上げに関するものである。それはポタナ猟の狩猟地である水面を確保することが、共同狩猟を行使するためのひとつの条件となっていたためである。従来は、近世期よりの旧慣によって字ごとの猟場の使用が保証されていたが、「狩猟

法」施行にともない、近隣の沿岸10町村の合意をもって、県にその使用申請を出願しなければならなくなった。より大きな社会単位の同意を得る必要が高まったのだ。

具体的には、明治28年当時は南相馬郡手賀村（現沼南町）の布瀬（組合員数103名）、湖北村（現我孫子市）の新木（組合員数51名）、布佐町（現我孫子市）の大作（組合員数16名）、浅間前（組合員数15名）、相島（組合員数45名）、布佐（組合員数6名）、大社村（現印西町）の発作（組合員数84名）、亀成（組合員数23名）、永治村（現印西町）の浦部（組合員数38名）という9集落で組合が編成され、これは5か町村にまたがっていた。しかし、実際に猟を行う上で、我孫子町、富勢村（現我孫子市）、千代田村（柏市）、白井村（現白井町）、風早村（現沼南町）などという水鳥猟を行う集落の属していない町村の許諾までが、官有水面借用にはさらに求められたのである。

それはそう容易に得られたのではなく、同調してもらうためには少なからぬ障害を乗り越えなければならなかった。例えば、風早村では村会によって官有水面の使用が否決されたために、再議を願いようやく受理されている。風早村会の反対理由は、沼の上での通船、漁業の妨げとなるという理由であった。後で述べるように、狩猟期間中の沼周辺には、トメカワ（「留場」のこと）と呼ばれる強固な規制をかけていたため、水鳥猟と直接関係しない手賀沼西部の人々にとって、若干なりとも煩わしさがあったのである。

鳥猟組合側は、以下のような最大妥協できる範囲の約定を遵守することを条件に、風早村からは官有水面使用に関する同意を得た。

（前略）

- 一 使用水面官有沼地ハ手賀沼往復ノ通船路ナルヲ以テ仮令水面使用許可相成候共通船ノ妨害等ハ為サザル事
- 二 水面使用許可相成候上手賀沼通船往復中暴風雨等ノタメ誤リテ猟区内ニ流船等之レアルトモ彼是難題カマンキ事ハ致ス間敷事
- 三 猟期ハ従来ノ俗ニ留川ト称シ十月ヨリ翌年三月川明キ迄トシ（凡ソ百五十日間ヲ目的トス）⁽³³⁾ 他ハ旧年ノ通り漁猟ノ妨ケヲ為サザル事…

このような条件は、水鳥猟からほとんど利するところのない集落に向けて出されたもので、水鳥猟から直接恩恵を蒙る組合加入の集落では、トメカワの規制は依然厳格であった。

これにより各村会で水鳥猟の営業をようやく了承された梅沢作兵衛は、928町7反7畝5歩（内316町6反6畝20歩は官有水面）の猟場をまず出願し、明治30年（1897）に929町3反8畝25歩で再出願、その結果、翌年9月30日に農商務省指令農第2299号を以て5か年の共同狩猟地使用が認可された。ちなみに、この認可時の組合員数は248名に減じている。

さて、これで水鳥猟を営む共同狩猟地は確保されたわけであるが、そのためには上記のような

条件を守ること以外に、金銭的な代償を鳥獵組合は負担していた。

共同狩獵地の内、316町6反6畝20歩の官有水面は主としてボタナ獵の獵場であるが、これに対しては年間1反あたり1錢、総額31円66錢7厘の使用料を支払っていた。また、ハリキリアミ獵に使用する、官有水面に隣接したマコモなどの繁茂する低湿地は民有地で、地価を1反あたり20錢に相当することとし、その当時の貸借使用料は年間1反あたり5錢としていたのである。

この貸借関係は、鳥獵組合が単に個人的な趣味人の集まった同好会的組織ではなく、もっと村落社会と密接な社会的な組織であることを示す。例えば布瀬の場合、ハリキリアミ獵を行う獵場は民有地で、そこには個人の民有地の他、布瀬の共有地があった。それらを鳥獵組合が布瀬より借り上げる形で獵場を使用していた。以下は、昭和7年(1932)に鳥獵組合と、ムラが取り交わした貸借契約書であるが、鳥獵組合は民有地を借り受ける代わりに借地料を納めている。

貸借契約書

東葛飾郡手賀村布瀬字切歩

一真菰生地段別拾七町参反八畝拾九歩

此借代料金五拾貳円九錢

但シ自由開墾ハ妨ケナキモ筋ハ従前ノ通り保存シ置クコト

同断字作兵衛

一真菰生地反別七町参反五畝歩

但シ帳場六筋除クノ分ハ明川ノ際地主ニ於テ葭ノ自由ニ刈リ採ル事ナルモ筋ハ従前ノ通り保存シ置クコト

此借地料金八円五拾七錢

同断字小溝

一真菰生地反別四町五反八畝拾三歩

但シ該地ハ特別保護地ニシテ獵期中ハ幹事ノ監督ニ依ルコト尤モ葭ハ地主ニ於テ明川ノ際自由ニ刈リ採ル事

此借地料無料ノ約

同断字下相嶋

一真菰生地四町九反貳拾歩

此借地料無料ノ約

但シ該地ハ特別保護地ニシテ獵期中ハ幹事ノ監督ニ依ルコト

同断字内川 第三区

一原野参町九畝貳拾貳歩

同断 第四区

一原野四町壹畝貳拾歩

同断 第五区
 一原野四町五反六畝拾弍歩
 同断 第六区
 一原野参町八反六畝弍拾七歩
 同断 第七区
 一原野参町五反七畝弍拾七歩
 但シ開墾着手ノ為除クコト
 合計反別拾五町五反四畝弍拾弍歩

此借地料金五拾六円也

但シ内金五十二円 百〇四戸分料金徴収セス

〃 四円 新株八戸分料金負担ス

合計金額^(六カ) 百拾弍円六拾六銭

右前記土地今般鳥獵営業ノ都合ニヨリ本区協議ノ上前書金額ヲ以テ昭和七年四月一日ヨリ昭和九年三月卅一日迄二ケ年間鳥獵場ヲ借り入レ相互ニ貸借契約相整ヘ然ル上ハ該地料賦課金本区百十二戸ニ負担致シ料金ハ年々十二月廿日限り幹事ニ於テ取り纏メ相納メ可申候勿論右土地借地年限中ハ営業方双方慣例ヲ尊重シ平和ニ□□可仕候為後日借入総代及鳥獵幹事連署ヲ以テ契約スル事如件

追約事項

貸借期間中ト雖トモ開墾若クハ他ノ事情ニ依リ鳥獵営マザル場合ハ之ヲ解約ス

昭和七年二月廿五日

手賀沼布瀬獵場借入総代

江口幸吉 印

染谷柳助 印

織田要蔵 印

秋谷義治 印

区長 湯浅弥平次 印

鳥獵幹事 鈴木 亮

湯浅報助 印

区長

湯浅弥平次殿

この貸借契約書⁽³⁴⁾からわかるように、ハリキリアミの獵場は年限契約によってムラ（区）から鳥獵組合へと貸し出されていた。貸借は鳥獵組合の「鳥獵場借入総代」4人と「区長」,「鳥獵幹事」が、「区長」より借り入れる形をとっているが、貸す側, 借りる側双方に「区長」名が入ってい

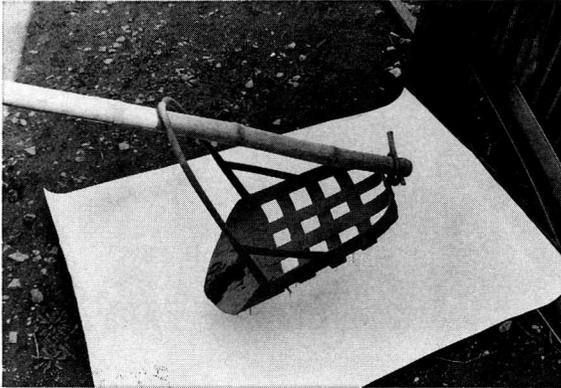


写真1 ジョレン (沼南町教育委員会提供)

「原野」に分かれている。「真菰生地」とされた字切歩、作兵衛、小溝、下相嶋は、個人所有の私有地で、マコモ以外の水生植物も繁茂する半水面、低湿地であった。そこの所有者は、狩猟時以外にはマコモ採りやヨシ採りなどの採集活動や、「開墾 (小規模な低湿地水田)」など小規模農業にも利用していた。「開墾」は、沼回りの「水辺」に作られる農耕地で、マコモやヨシを刈り取った所に、ドロコギといって沼の底土をジョレンで掘り上げ昇級した個人的な簡便な水田である。

しかし、水鳥猟を展開する時期には、この個人所有者の自分の土地に対する使用権限は低く抑えられ、ムラの狩猟地としての慣習的使用権が高まる。例えば、字切歩の猟場の「自由開墾」は妨げないが、「筋」というハリキリアミを張る場所は確保することが条件とされている。また字作兵衛では網を張る場所「六筋」以外は、猟期が終わる「明川」以後に、所有者によってヨシを刈り取ることは自由であるが、その際も「筋」を確保することが約されている。字小溝、相嶋に至っては、狩猟地としての「特別保護地」にされ、猟期中、そこでの諸活動は鳥猟組合のカンジの監督下に置かれているとともに、借地料すら無料という鳥猟組合にとって有利な契約になっている。

この契約の付帯条項を見るかぎり、水鳥猟の社会的拘束力はかなり強固なものであったと見るしかない。

このような生計活動としての水鳥猟の社会的優位性は、先にも述べたような、ムラをなす家と鳥猟組合の組合員の家がほぼ一致するという状況、ひいては「開墾」を行う耕作者と水鳥猟を行う狩猟者がほぼ同じであるという状況と無縁ではなからう。

手賀沼周辺村落ではハリキリアミを行う権利をカブ (株) といい、その数がムラ毎に限定されている。この数が各狩猟者の「筋」(アミハリスジ、パンスジという) の数になる。明治末には、布瀬90カブ、浦辺90カブ、亀成32カブ、発作42カブ半、布佐40カブ、浅間前30カブ、大作20カブ、新木50カブあったといわれるが、昭和7年には布瀬では112カブに増やされていた。カブは相続することができるが、分家など新しい家にはすぐには与えられず、希望があった時組合員で話し

るのは興味深い。「区長」はムラの土地を狩猟地として貸し出す側であるとともに、借りる側でもあるのだ。これは貸し出す区という集落の社会組織と、水鳥猟を営むための生業組織がかなりの部分重なり合うことを示している。要するに、ムラをなす家と鳥猟組合の構成者の所属する家が、ほぼ一致しているために、このようなことが起こる。猟場は「真菰」の生えている場所と、

合い、数年毎にその数を見直していた。カブは売買や貸借されることもあった。またカブを持っていても、ハリキリアミ猟ではなくポタナ猟を行ったり、猟自体を行わなかったりする家もあった。昭和7年の112カブ中8カブは新カブで、増やされてから間もないカブである。当時は布瀬には、120数戸あったというから、全戸がカブを所有し猟を行えるという状況にあったわけではないが、大半の家が狩猟する権利を有し、鳥猟組合に加入していたことになる。村落組織と生業組織のおおかたの同一性が、この狩猟地の貸借関係にあらわれているのである。

契約書を見ると「真孤生地」の借地料は、鳥猟組合員すべてからその借地料を徴収しているのに対し、「原野」については古くからカブを持っていた組合員からは徴収していない。実は、字内川にある「原野」は、布瀬唯一の共有地であり、古くからカブを持っている者はその共同所有者であった。つまり所有者と使用者が一致するために貸借の代価は必要なく、新規に加入し「新株」を取得した8戸は1戸あたり50銭の借地料を支払っているのである。

村落組織と、鳥猟組合という生業組織とおおかたの同一性は、必然的に水鳥猟の社会的な地位を高めることとなる。これは猟を行う際の様々な規制が、村落レベルにかなり強力にかかっていることからわかる。

明治28年(1895)当時の社会的規制は、「鳥猟場ニ有害等之レナキ為人出ヲ禁ズ是レヲ留川ト称シテ十日間ヲ経サレバ営業ヲ為サス即チ十月廿一日ヲ以初猟営マシム最寄町村ノ通船等ハ示談上出猟ノ翌日及満月前三日限り通船ヲ為サシム営業場ハ一切漁業禁シ総シテ有害ト認ムルモノハ防止スルモノトス」⁽³⁶⁾(傍点引用者)という強固なものだった。これは先に述べた官有水面借用の際に決められた約定により、猟を行わない集落に対しては若干ゆるめられたが、鳥猟組合に加盟する集落では昭和初頭でもさほど変化はなかった。

この社会的規制が先に述べたトメカワであり、ムラ全体で遵守されていた。鳥猟組合ではカワバンという監視人を作り、この規制の徹底を図っている。規制は具体的には、①沼上舟航の制限、②漁撈の禁止、③採集の禁止、④沿岸への関係者以外の立入り禁止、⑤灯火管制、⑥猟場での喫煙の禁止、⑦水鳥猟の妨げとなる耕作(開墾)の禁止などと多岐にわたっている。このような多くの規制が、集落で承認されていたのは、水鳥猟がムラの「公」の活動として認知されていたことに他ならない。

狩猟者自身にも監視の目は向けられており、ポタナの場合は千間小屋、ハリキリアミの場合は大江間小屋でその監視にあたっていた。ポタナの規制はハリキリアミほど厳密ではなかったが、ハリキリアミに関しては網の大きさ、張るための竹の長さ、アミハリスジの長さなど猟具、猟区に関する規制があり、鳥猟組合で細かく定めた規則に則って行われていた。

以上のように、布瀬における水鳥猟は“副業”であるにも関わらず、ムラの中で社会的な重要性をもって扱われていた。鳥猟組合員は村落の成員であり、水鳥猟に関する規制はムラの規制として厳格に守られていたことは、“副業”と意識され得るような活動ですら、精緻な社会組織を創出する可能性を大いにはらんでいることを示している。

このように社会的に優位な生計活動としてとらえられる水鳥猟ではあるが、日本の社会全体の近代化、あるいは大状況として“稲作”に収斂していく近代農政の推移とは無縁であることはできなかつた。その中で水鳥猟はあくまで“副業”だったのである。

既に述べたように近代「狩猟法」の制定により、近世から慣習的に継続してきた組織・規則の变革を余儀なくされた。また、旧来の狩猟地は農耕地への転換が奨励され、その面積を徐々に減じている。

明治32年(1899)に施行された耕地整理法が村々に浸透する中、日本各地で豊潤な生物を育む「水辺」はその姿を変えつつ、領域を狭めてきた。手賀沼沿岸村落でも同様で、明治の中頃には929町3反8畝25歩あった共同狩猟地が、昭和初頭には80町6反7畝8歩を減じ総面積848町7反1畝17歩に縮小している。鳥猟組合としては、この減少した80町余りの土地が農地化されたために、狩猟地として適さなくなっていたが、地形の関係上従来通り、共同狩猟地に含めておきたかった。しかし「免許人ヨリ土地使用料支払ノ関係ヲ有スルノ外従来共同狩猟地ノ後援者タル立場ニ在リシ耕地整理区域ノ所有者ハ耕地整理ヲ企図シテヨリ利益及感情相反スルコトトナリ為メニ」⁽³⁷⁾(傍点引用者)この地は共同狩猟地から除外するしかなかったのである。先にあげた貸借契約書でもわかるように、布瀬でも昭和初頭、個人所有の民有地では「開墾」が限定付きながら認められ、また共有地の「第七区」は「開墾着手ノ為」狩猟地から除外されている。ここに至るまで集落内の伝統的狩猟を保守する側と、新規水田の開発を推進する側とでは、「水辺」をめぐるさまざまなやり取りがあったのだろう、貸借契約書には「双方慣例ヲ尊重シ平和ニ」あることが明記されている。

「水辺」の所有者の造田の意欲と、それを背後で法的に保証する耕地整理法、そして米増産の時代的趨勢が、慣習的な村落レベルの社会規制、狩猟地使用慣行を乗り越え始めていたのである。カブの数から「水辺」の所有者も鳥猟組合に加入しているものと想像されるが、大きな情勢の流れの中で水鳥猟を切り捨てる方向に走ったことは、経済性にもとづいた内発的動機付け以上に、稲作をめぐる外在状況が強く関わっていたのではなかろうか。

「水辺」を所有しない鳥猟組合員も、当然農業に従事し稲を作り続け、むしろそれを“本業”としていたわけであるから、時局にあらがうことは困難であった。社会的優位性を持った“副業”も、近代の進行とともにその優位性を失いかけていたことが指摘される。このような側面を強調すれば、水鳥猟の“副業”としての益体のなさが目立ちやすくなるのであるが、実際は暗流が横たわる以前の水鳥猟は、社会的に精緻にシステム化された“副業”であり、その民俗的意義は大きいといえよう。

3. 水鳥猟の背景にある知識と技術

本稿でとり上げるムラに限らず日本の平地農村部において、農耕、特に稲生産が生計を維持する上で基幹的な活動であったことはおおかた間違いないであろう。そして、それをめぐって多様な技術、知識を保有し、儀礼的、社会的慣行を育んできた歴史が、民俗学的に大いに価値があることは疑いようもない。しかし、その意義は、“副業”的な活動を軽視したり、その民俗的な意義を低下させたりするものではないことは明らかである。“副業”的な活動といえども、豊かな知識、技術を背景にして存立するのであり、人間生活の全体像を明らかにしたいと思ったならば、それにももっと関心をはらう必要があることは既に述べたとおりである。

ムラで狩猟を行う人々は水鳥を獲得する上でさまざまな知識、技術を保持しているが、それは彼らと自然をとりむすぶ知識、技術のほんの一部に過ぎない。狩猟を展開するのに不可欠な知識とともに、直接は水鳥獲得に影響を与えないであろう知識をも、彼らは経験的に身につけており、それらは全体で水鳥に対する“知”を形成しているのである。本章では水鳥猟という“副業”的な活動の背景にある知識、技術を瞥見してみよう。

そのような背景となるような知識、技術のひとつに水鳥の識別、分類に関する知識、技術がある。

後ほど詳しく述べるが、手賀沼で展開されている狩猟技術の、獲物の選抜能力は低かった。つまり、手賀沼に飛来する多種の水鳥の中から、ある特定の種類だけを選んで獲得するということが、この狩猟技術の機能的な特性からいって困難であったのである。したがって、水鳥を捕る段階ではそれらの種類を分別する能力はあまり意味をなさないにとらえられるかもしれない。しかし、それにもかかわらず猟をしている真っ最中には、どんな種類の水鳥が捕れそうか判断できたし、自然とその推測を試みていたわけであるが、それ自体は獲得数に変化をもたらすことはそう多くはなかったであろう。

手賀沼周辺は、古くから水禽類の飛来地として有名であり、現在でもその鳥影は濃密である。周辺地域に棲息する鳥類については、近年、山階鳥類研究所と我孫子市鳥の博物館が共同でセンサス調査⁽³⁸⁾を行っている。その調査結果によると、1988年1月から1990年12月までに、手賀沼の水領域に限定してもカモ科、クイナ科、サギ科の各種を中心に8目15科52種の鳥類が出現し、そのうち7割をカモ科が占めていたという。年間通じて最もよく見受けられた優先種はカルガモとオオバンで、冬季に渡来するカモ類がこれに次いでいた。

本稿で対象とする明治末から昭和初頭の鳥相は、上記の鳥相とは当然異なっており、現在、棲息する種やその量は直接的にはあてはめることはできない。例えば、本稿の対象時代に飛来していた、ヒンクイやマガンなどガンの仲間は現在ではほとんど見ることはできない。しかし、これらの稀少な鳥類も、沼岸の猟師たちに少なからず籠絡されていた。

表1 昭和初頭まで獲得していた水鳥の種類と識別表徴

方名	和名	学名	鳴き声	識別表徴に関する民俗知識
	ガンカモ目	ANSERIFORMES		
	ガンカモ科	ANATIDAE		
ハクチョウ	オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>	ホーイホーイ	大型の全身白色で嘴が黄色。
ヒシガン, ヒシガン	ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>	ガガンガガン	大型で嘴が黒い。飛び立つのが遅い。
ガン	マガン	<i>Anser albifrons</i>	ヒーヒーガンガン	ヒシガンより若干小型で嘴が赤みがかったり額が白い。警戒心が強い。
マガモ, アカアシ アオクビ	マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	♂シーシー, ♀ゲーゲー	♂の頭は青緑色で首には白い輪, ♀は全身褐色で黒斑点がある。足が赤い。
カルガモ	カルガモ	<i>Anas poecilorhyncha</i>	ゲーゲー	足, 羽毛の色, 体の大きさはマガモの♀と同じ。嘴の先が赤みがかったりしている。
ナガ	オナガガモ	<i>Anas acuta</i>	♂シューシュー ♀コッココッコ	♂の黒い尾が他のカモ類に比べ極端に長い。水の中で逆立ちする。
アカ	ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	ピンヨピンヨ	♂の頭が赤色。♀は全体が黒みを帯びた褐色。マガモより一まわり小さい。
スズヨシ	オカヨシガモ?	<i>Anas strepera?</i>	ヒューイヒューイ	♂は体が灰色, ♀は褐色に黒斑点だが差があまりない。
ヨシ	ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>	ケッケーケッケー	♂の頭が青緑色でマガモの♂に一見似ているが, 足が黒い。
ハジロ, ハル	ホシハジロ?	<i>Aythya ferina?</i>	キュッキュッ	頭全体が赤茶色で, 体が♂が白色, ♀が灰色。屋間, 沼上で群れをなしている。
オオハジロ	?	?	?	ハジロより大きい
キメハジロ	?	?	?	?
コハジロ	?	?	?	?
キンクロハジロ	キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	ピュルピュル	頭, 背中が濃い黒色。後頭部に黒い羽が突き出ている。
クツハジロ, クツ タカ, タカブ	コガモ	<i>Anas crecca</i>	♂ピリッピリッ ♀クエクエ	小型では頭が茶色で目の回りが緑色。♀はマガモの子供に似ている。
アジ	シマアジ	<i>Anas querquedula</i>	ギリリギリリ	コガモの♀と区別がつきにくい, 目の下にはっきりとした線がある。
ハシヒロ, ハシ	ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>	クワックワッ	♂♀とも平たく大きな嘴を持つ。コガモより大きい。
アイサ	ミコアイサ	<i>Mergus albellus</i>	ウィーウィー	体は♂は白色, ♀は灰色。共に嘴が細長く尖っている。
	ツル目	GRUIFORMES		
	クイナ科	RALLIDAE		
カワ, ハナツチロ	オオバン	<i>Fulica atra</i>	キョーンキョーン	体は真っ黒で額, 嘴が白色。♂♀の区別がつかない。
	カイツブリ目	PODICIPEDIFORMES		
	カイツブリ科	PODICIPITIDAE		
カコ, モグリッチ ヨ	カイツブリ	<i>Podiceps ruficollis</i>	キリキリキリキリ	最も小さく褐色の体。潜るのが得意。

水鳥猟が行われていた当時、狩猟の対象としていた水鳥は名前があげられただけでも3目3科21種（ガンカモ目ガンカモ科19種、ツル目クイナ科1種、カイツブリ目カイツブリ科1種）である。猟に携わっていた人による同定が明確になされていないものも含めて方名と和名（括弧内が方名の別称と和名、別称がない場合は和名のみ）を列挙すると、ガンカモ科はハクチョウ（オオハクチョウ）、ヒシガン（別称ヒシ：ヒシクイ）、ガン（マガン）、マガモ（別称アカアシ、アオクビ：マガモ）、カルガモ（カルガモ）、ナガ（オナガガモ）、アカ（ヒドリガモ）、スズヨシ（オカヨシガモ?）、ヨシ（ヨシガモ）、ハジロ（別称ハル：ホシハジロ?）、オオハジロ(?）、キメハジロ(?）、コハジロ(?）、キンクロハジロ（キンクロハジロ）、クツハジロ（別称クツ：?）、タ

カ（別称タカブ：コガモ）、アジ（シマアジ）、ハシヒロ（別称ハシ：ハシビロガモ）、アイサ（ミコアイサ）で、クイナ科はカワ（別称ハナッチロ：オオバン）、カイツブリ科はカコ（別称モグリッチョ：カイツブリ）となる。

布瀬の水鳥猟師たちは、このような多種類の水鳥を鳴き声や行動の特徴、そしてその大きさ、形態、色など身体的な特徴で分別していた（表1）。

まず、鳥の鳴き声の違いであるが、これはそれに関する知識を有し、弁別する猟師自身の経験的、感覚的能力に依拠するため、明確に言語化して筆者に伝達することは困難であったようであるが、表1の仮名字綴り法⁽³⁹⁾で示したような表現がとられた。それらの中には、マガモ、ナガ、タカのように雌雄の区別まで行うものもあったが、多くはその違いについてまで言及されなかった。実際には鳴き声の性差、年齢差があるようだが、細部の表現は確認できなかった。

鳴き声で水鳥を判断する時、カルガモ（オス・メス）とマガモのメスは両者ともゲーゲーと鳴くらしく、この声を聞き分けるのが最も難しい。夜中、自分の網のそばで値の高いマガモらしき水鳥が鳴いていて、それがかかったので喜んでいたら翌朝よくよく見るとカルガモであったということがよくあったという。一方、マガモよりさらに高い値段のつくガンの、ヒーヒーガンガンという低い声は特徴的で、ほとんど間違えることなく、この声の鳥がかかるかどうか特に緊張したという。子供たちはそのようなガンを教えられるともなくヒーヒーガンガンと呼んでいた。

このように実際の猟の場面では、暗やみの中、これらの鳴き声で接近する獲物の種類を、ある程度把握することができる。しかし、先にも述べたようにその際の弁別は、猟の多少に影響を及ぼすことは少ない。ただ高い値のつく水鳥がかかるのを念じ、その手ごたえに一喜一憂していたのである。

次に、身体的な特徴による弁別であるが、これは方名の中にもあらわれている。例えばマガモの方名のアカアジというのは脚部の橙色に、アオクビというのはオス頭頸部の金属光沢の青緑色に注目したものである。またヒドリガモの方名アカはその頭頸部、胸部の赤褐色に、オオバンの方名ハナッチロは嘴とそれに続く額板の白色に特徴を見いだしたものである。

猟師が行う身体的特徴あるいは行動の特徴による区別は、その鳥の持つ固有の表徴を基本とするが、身体的に類似した鳥の場合、相対的な特徴の違いが重要になる。その相対化の過程では、大・中型のカモにおいてマガモ、小型のカモにおいてコガモが、判断の尺度とされることが多い。それぞれの種類で識別するための表徴のとらえかたについて見てみよう。

ハクチョウはその大きさ、色に明瞭な特徴を有するので、弁別するのは容易だという。ヒシガンやガンの場合、マガモに対する体の大きさが第1の特徴になっている。

マガモのオスは、大型の体軀に頭頸部の金属光沢の青緑色、白い首輪、赤みがかった足が特徴とされる。一方、メスは全身が褐色で黒い斑点が入っており、嘴が黒みがかっている。鳴き声についてこのマガモのメスとカルガモのオス・メスが弁別しにくいことは既に述べたが、身体的な

特徴においてもこの両者を遠目から識別することは猟師でも難しいという。

カルガモとマガモのメスを見分けるための決定的な特徴は嘴にある。カルガモはよく見ると嘴の先端が、マガモのメスと違って黄色みがあった橙色をしている。したがって捕って手元に来た時には、この点に注意し判断するという。

ナガはその名のとおりに尾の羽が長いのが特徴である。長いものになると尾羽が20～25センチほどにもなり目立つ。オスが特に長くなる。体軀はマガモより一回り小さく、色も黒っぽい。

アカもマガモより一回り小さいが、その頭部が赤い色をしているのが特徴。スズヨシはカルガモ、マガモのメスに似ているが、さらに一回り小さく体色の黒が強いのが特徴である。ヨシのオスは頭が青緑色で一見マガモのオスに似ているが、体が小さい点と足が黒い点、顎のところが白い点などで区別がつく。

ハジロの仲間にはハジロ、オオハジロ、キメハジロ、コハジロ、キンクロハジロ、クツハジロとあったそうであるが、ことこの仲間の区別は曖昧で、明確にその特徴を表現し、サンプルの中で指し示すことのできたものはハジロとキンクロハジロだけである。ハジロはオス・メス共に頭が赤茶色で、オスは体が白色、メスが灰色をしている。遠目ではアカと間違えることもあるが、それより体が小さい。キンクロハジロは、頭、背中が濃い黒色をしており後頭部に黒い羽（冠羽のこと）が特徴的につき出しているので分かりやすい。オオハジロ、コハジロの特徴はハジロと同じで、体の大きさに区別するという。それだけでは個体の大きさの違いだけで、種類としては同じものだとも思われるが、猟をする人々はこれを違う種類として分けている。

コガモは小型のカモの基準となっていた。オスは頭が茶色で目の回りが緑色をしている。メスはマガモの幼鳥に似ているという。アジはこのコガモのメスと区別がつきにくいだが、目の下にはっきりとした黒い線が入っているのが特徴である。

ハシヒロはコガモより大型である。その嘴がオス・メス共に大きく、平たいのが特徴で、すぐに見分けがつく。アイサはコガモより少々大きめで、オスは体が白色、メスは灰色である。この体色と独特に細く尖った嘴が識別に役立つ。

カワは体が黒く、額、嘴がはっきりと白色をしているのが特徴である。オス・メスの区別がつかない。

カイツブリは狩猟対象鳥の中で最も小さい。褐色の体をし潜水して餌を捕るのがうまいという。キンクロハジロなどのようにガンカモ類の中にも潜水採餌ガモがいるが、方名にモグリッチョという名を持つのは、特にその潜水して採餌する行動の巧みに注目したものであろう。

以上のように、狩猟対象鳥の鳴き声、身体的特徴、動きの特徴を把握し、弁別の方法として用いていた。これは、水鳥を捕る過程よりも、むしろ鳥を獲得した後の販売過程の分別段階で、直接的に生かされてくるのである。

このような弁別の知識、技術というものは鳥を獲得するために必要不可欠なものとして伝承されるような知識ではなく、鳥猟を長年経験する中で自然と身につけていくものであると考えられ

る。しかし、それは次章以降で取り扱う水鳥を獲得するための知識、技術と乖離しているのではなく、あわせて全体で水鳥に対する“知”を形成しているのである。一見して、主たる生業である農耕の“副業”として位置付けられるような活動の背景にも、それをとりまいて多くの知識、技術の束が存在するのであって、その豊かさは掘り下げる価値の存在することの証しでもある。

さて、続いて水鳥獲得に直接つながる知識、技術を見てみよう。そこには社会的位相の異なった2つの知識、技術が存在する。

4. 水鳥獲得の社会的技術と生態的技術

布瀬で行われてきた水鳥猟には、先にも述べたように、大きく分けてハリキリアミ猟、ボタナ猟の2種類の方法がある。本章では、まずハリキリアミ猟をとり上げる。先に紹介した『狩猟図説』には、ハリキリアミ猟について以下のような記述がある。

…羅ノ製ハ図ノ如ク上下ノ長縄ヲ方言道縄ト云ヒ其ノ長サ十四間三尺左右ノ短縄ヲ方言横道縄ト云ヒ左右共ニ八尺四隅ノ括縄ヲ方言「ツボ」縄ト云ヒ上「ツボ」縄ヲ一尺ト下「ツボ」縄ヲ二尺トス以上四種ノ縄ハ麻四十目ヲ以テ製スルヲ度トス羅ハ鴨羅味羅ノ二種アリテ鴨羅ハ目三寸七分、目数四十、長サ十七間三尺ニ作り之ヲ十四間三尺ノ道縄ニ繋リ附ク故ニ羅ノ長ケ三尺ハタルミテ自ラ袋トナル此ノ羅ハ麻糸二百目ヲ以テ製スルヲ適度トス味羅ハ目三寸三分目数四十五ニシテ長サ等ハ鴨羅ニ同シ此ノ羅ハ麻糸百八十目ヲ以テ製スルヲ適度トス此ノ他張リタル羅ヲ掣ツリ置ク控縄ハ一筋五十目乃至六十目ヲ以テ長サ七間ニ製シ羅ヲ張ルニ要スル控竹ハ周約三寸長サ四間ノモノヲ用フ…猟期ニ至レバ毎月望ヨリ四日目ヲ初日トシ隔五日毎ニ之ヲ営ミ上弦後三日ヲ以テ終日トシ月夜ハ休業ス就業ノ時限ハ月ノ将ニ西山ニ没セントスルトキ布瀬村ノ猟長天色氣象ヲ予占シ大雨強風ノ起ラサル良夜ト認ムレハ号鼓ヲ打テ連合十二村ニ報ス十二村ノ者之ニ応シ其ノ羅人ハ小舟ヲ泛ヘ羅ヲ携ヘ大挙シテ各自ノ持場ニ進ミ漸次羅ヲ溝渠ノ辺ニ班張ス但シ羅ヲ張ルニハ先ツ控竹ヲ羅ノ前後ニ立テ羅ノ上縄ト下縄ヲ控竹ニ結ヒ付ルナリ其ノ動作整然トシテ順序アリト雖ヘトモ三百余人出ヅ数千ノ羅ヲ張ルヲ以テ在沢ノ鴨雁驚愕シテ空天ニ翱翔シ或ハ他ノ田圃ニ転シ或ハ水上ノ平穩ナル処ニ落⁽⁴⁰⁾下ス羅人舟中ニ静肅沈黙シテ潜居シ月ノ没スルヲ待ツ

この『狩猟図説』の中で「張切羅」と表記されていた狩猟技術が、ハリキリアミ猟と手賀沼周辺農村では呼ばれている狩猟法である。これは網を用いた狩猟技術である。

布瀬の香取鳥見神社下の沼に突き出た半島部分をミョウジンザキ（明神崎）、またはテッペン⁽⁴¹⁾と呼び、それより北側をソトカワ（外川）、ソトバ（外場）、南側をウチカワ（内川）、ウチバ（内場）と呼んでいた。現在、干拓化され水田となっているミョウジンザキは、かつてはマコモなど

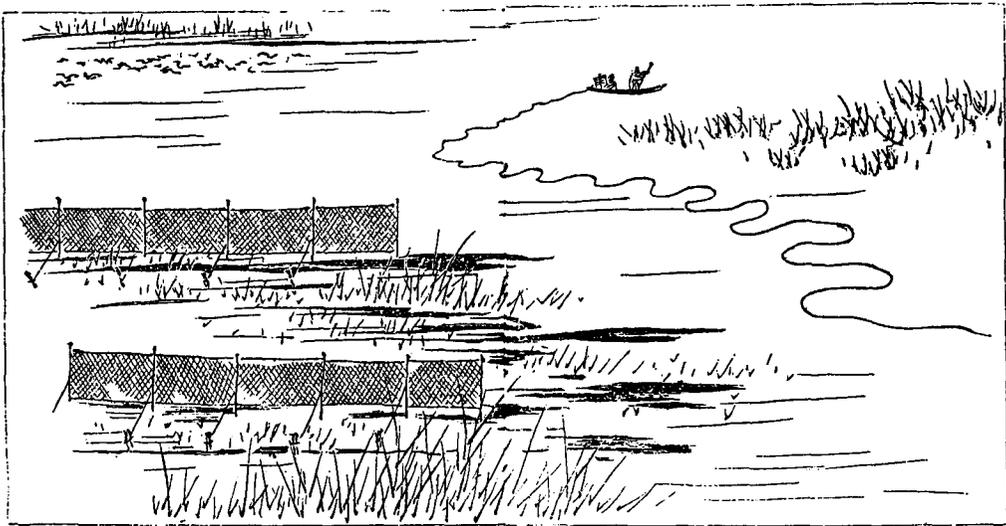


図1 ハリキリアミ猟とボタナ猟(『狩猟図説』より)

の繁茂する低湿地であった。ここを中心として布瀬のハリキリアミ猟の狩猟地は広がり、それより沖側の沼の水面(ソトカワが中心)が鶺鴒猟(ボタナ猟)の狩猟地となっていた。ハリキリアミ猟の狩猟地を特別にハリバ(張場)と呼び、ボタナ猟の狩猟地と区別する。

ハリキリアミ猟は通例2人1組で行い、捕れた鳥は折半していた。ハリバの大半が設けられたミョウジンザキの低湿地は、そのほとんどが布瀬の共有地であった。このハリバで水鳥猟を行う狩猟者は、県知事などから共同狩猟地での狩猟免許を受け、共同体内の狩猟権であるカブを取得し株権料を支払い、かつ民有地の土地使用料を支払った者である。このカブは売買、貸借が可能である。

ハリバには1番、2番…とそれぞれ番号がついており、それにより場所を区画し特定していた。ハリバはその場所によって獲れ高に差があるので、毎年、入梅頃、鳥猟組合でくじ引きし、各狩猟者のハリバを決定した。最も獲得数が多いと見込まれるハリバは19番と20番で、この2つをカンジバン(幹事番)と称して、無条件に2名の組合幹事のハリバにあてることが決まっていた。

この使用権決定の後、実際にはさらに狩猟者どうしてハリバの有償交換、カブの貸借、売買が個別に行われたりするので、実質的なハリバの決定は盆前になり、これがすむとすぐに狩猟者は自分のハリバを整備する。

ハリバの整備は、まず、網を張ったり舟の行き来ができるように水辺のマコモを刈り取ることから始まる。おおよそ一間幅の水路を岸から沖に向かって作り、浅い所はジョレンなどで掘り込む。この細長い水路はアミハリスジ、あるいはバンスジと呼ばれ、各ハリバごとのアミハリスジは平行に並ぶように作られる。近接するハリバのアミハリスジとの間隔は9間あけなければならない。各ハリバの境には杭が打っており、各人の狩猟地が明確に区画されていた。

網の大きさ、張るための竹の長さ、アミハリスジの長さなどは、鳥猟組合で毎年細かく定めた

規約に則って行われる。アミハリスジの全長は、張る網の全長とはほぼ同じで、昭和の初頭には約15～20反（枚）の網を連結して用いたらしく、全長がおおよそ180～280間（網1反=12～14間）にもなった。かなり大掛かりなものであったといえよう。アミハリスジには所々に、ヌケまたはヌケマドと呼ばれる水鳥の寄せ場を作る。これはアミハリスジに直角に約2～3間程マコモを刈り込んだもので、1反に2～3か所設ける。ここにはアオゴメ（屑米）やアワ、ヒエを撒き、罠になるカモアヒル（アイガモ）やアヒル、捕って生かしておいたガン、ヒシクイ、木製・スギ葉製の鳥型などを置いたりもした。ここで「カモをアソバセル」のだという。

ハリキリアミ1反の大きさは、丈6～8尺、横の長さ12～14間で網の縁には縄を通してある。上縁の縄をミチナワ、下縁の縄をシタミチナワ、左右の縁に沿った縄をヨコミチナワ、上縁2隅から延びている括り縄をウエツボナワ（約1尺）、下縁2隅から延びている括り縄をシタツボナワ（約2尺）という。ミチナワ、シタミチナワ、ヨコミチナワは網の丈と横の長さよりも4尺程短くなっているために、この縄に固定された網は下縁のところではたるみ、袋状になる。この袋状の部分がこのハリキリアミの重要な陥穽部となる。ハリキリアミは麻糸製のものと絹糸製のものがあり、絹糸製のものが細く猟には良いとされていたが、麻糸製のものより高価なため使う人は少なかった。

前述した『狩猟図説』によるとハリキリアミには「鴨網」（カモアミ）と「味網」（アジアミ）の2種類があり、その網の糸の太さ、網目の大きさ、目数などに違いがあるように述べられている。カモアミは、マガモなど比較的大型のカモ類を対象とする網で、網目は横長のひし形で3寸7分、目数40程度である。また、アジ（シマアジ）など小型のカモ類を捕獲対象とする場合に、アジアミが用いられ、これは網目が3寸3分、目数45の目の細かい網である。アジなど小型のカモ類は、夜中になって大挙飛来するといわれており、普通はカモアミを張っておいて、小型のカモ類の飛来が増え出した場合のみ、臨時にアジアミに切り替えていた。網目が横長になっている

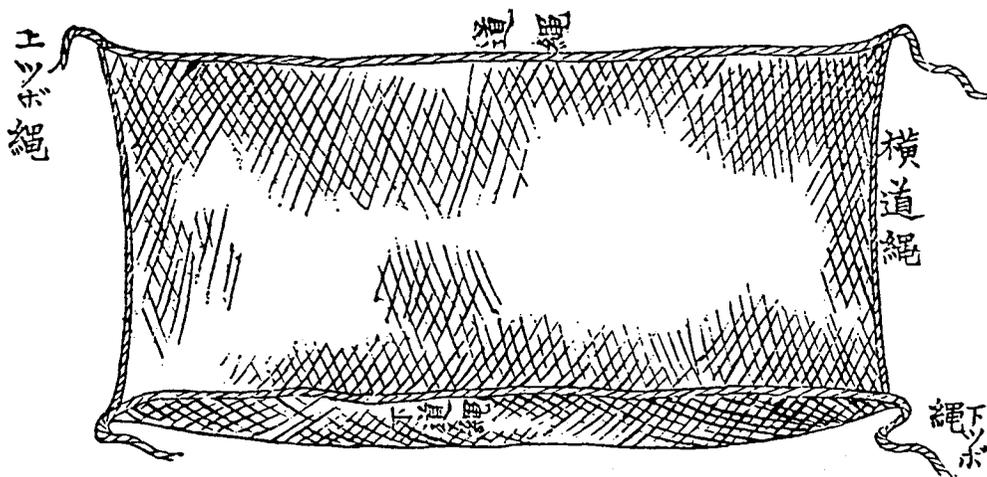


図2 ハリキリアミ（『狩猟図説』より）



写真2 船中に設置したツツパン
(沼南町教育委員会提供)

があり、古くは5間1尺であったものを、最終的には4~4.5間位までに短くした。すなわち、網を高く上げることのできる長いヒカエダケほど有利で、狩猟者はできるだけ長い竹を使用した。しかし、組合では網の長さの検査とともに、タケゾロイというヒカエダケの長さの検査を時おり行い、規格外の長いものを制限し、焼判を捺して管理していた。ハリキリアミはアミハリスジに沿って、1反ずつヒカエダケに固定され、先に述べたような全長180~280間の大規模なものになる。

ハリキリアミの両端には、網を支えるため長さ7間ほどのヒカエヅナを張る。岸側に張ったヒカエヅナにはナルコという鈴が取り付けられてあり、網に水鳥がかかると鳴って知らせる仕組みになっている。このヒカエヅナのたもとで、狩猟者は水鳥がかかるのを今や遅しと待っているのである。一晩中、寒い沼の上で水鳥の到来を待たねばならないので、舟の上にはツツパンという簡易コタツを積み込み、どてらをかけその上に蓆をかけて暖をとっていた。

水鳥は飛行中にハリキリアミに衝突し、下方に落下する。しかし、前述したように網にたるみがあり袋状になっているために、落ちた鳥はここにたまる。中には、網目自体に首を突っ込み、抜けなくなったものもある。このような場合には、網からははずす時にメヌキといって1目分網を切って、余裕をもたせたところで首を抜いてやる。大猟の時には数十羽もの水鳥が袋状の部分にたまるので、網にたるみがなくなってしまうこともある。この状態をイタアミといって、網にぶつかった鳥は袋に陥れられず、水面に落下してしまう。イタアミにならないため、できるだけ速く鳥を網からははずさなければならなかった。1舟は2人1組になっているので、ひとり舟を操り、もうひとりが網から鳥をははずすというふうに分担していた。網にかかっている鳥はまだ生きているので、はずす際に首を絞め頸骨を折って絶命させたり、生かして持って帰る時には、竹籠に詰め込んだ。

ハリキリアミは、出猟日の出猟の合図がなされると一斉に仕掛けに行き、明るいうちに網を張り切ってしまう。網を張り終えると、一度家へ戻って夕食をすませ、日が沈む頃にまた自分のハリバへと再び出向き水鳥のかかるのを待つ。月の入りとともに、もうひとつの狩猟法であるボ

点と、柿洪等で染めていない点が、沼、川で用いる漁網との大きな違いである。ハリキリアミはボタナと違い、沼の岸辺のマコモなど草やぶに仕掛けるのでそこで生活するマガモなどがよく捕れ、沼の上で生活するハジロの仲間あまり捕れないといわれている。

ハリキリアミを張る竹(ヒカエダケ)の太さは直径約3寸で、長さは時代によって違うが、徐々に短くされる傾向

タナ猟が開始され、沼の中に逃げていた水鳥たちが再び沼畔に引き返し、網にかかるからである。一晩仕掛けられたハリキリアミは、夜明けとともにはずされ、狩猟者は船着場へと帰る。少しでも明るくなると網が見えてしまい、水鳥はまったくかからないので、早々に、狩猟者は引きあげる。また、カインヨ（会所）という捕れた水鳥の売買が早朝に開催されるため、それに間に合うように戻らねばならなかった。

出猟日は、ボタナ猟もハリキリアミ猟も同じである。これは布瀬の組合の幹事はその日の天気を見て決定する。満月の前後1週間ほどは、月光で狩猟者、猟具が水鳥たちに気づかれてしまうので、休業とするという。原則的に、満月の日から4日目を初日として、5日間隔で出猟日を決めていく。

以上、ハリキリアミ猟について総覧したが、これはムラ内部の人為の社会的な規制が強く、それを行使する厳密なシステムがあったため、狩猟者独自の経験や他の猟師からの学習・伝承による生態的知識の応用がボタナ猟に比べて少なくなっていたと考えられる。

ハリキリアミの猟で、その獲れ高を最も左右するのは、使用する狩猟地（ハリバ）の良否である。毎年多くの水鳥を捕獲できる狩猟地は決まっており、19番、20番のカンジバンの狩猟地付近だといわれている。多くの狩猟者はこのような良いハリバの使用権を得ることを希求するわけであるが、しかし、各自の狩猟地は、猟期の始まる4～5か月前にくじ引きという方法で決められる。その後有償交換、カブの貸借、売買などによって若干の移動はあるが、猟期に入るまでにはすべて決定し、その整備は終わっている。

このくじ引きという天命を待つ狩猟地選定の第1段階では、生態的な知識はほとんど斟酌されないわけである。第2段階の狩猟地の有償交換では、毎年水鳥の多く捕れるハリバに人気は集中するわけで、どうしてもその狩猟地を使用したい場合は、くじ引きでそのハリバの使用権を得ている者と交渉し、金銭の授受などで獲得するしかない。この交渉には日常的なつき合いの深さも影響してくるし、良い狩猟地の使用権を得ている者の猟に対する関心、意欲等も関わってくる。水鳥猟に関心があり、ハリキリアミ猟に意欲的に取り組む人が良い狩猟地を獲得した場合、当然、他の人には譲り渡す可能性は少なくなる。獲れ高に大きく響いてくる狩猟地の選定は、生態的知識を応用する能力ではなく、交渉によって獲得する社会的な能力によって決まるといっても過言ではない。

また、狩猟地とともに猟に影響を与える要因になっている猟具は、やはり組合の厳密な規約により制限され、検査によって管理されているため、個人の創意、工夫の入り込む余地は少なかった。アミハリスジの全長、網の大きさ、ヒカエダケの長さなどは、毎年あらかじめ組合で決められ規約化され、狩猟者はその遵守が義務づけられている。わずかに、鳥を寄せるためのヌケの作り方、そこに設置する罠、餌、そして、カモアミからアジアミへ切り替えるタイミングなどに、若干の狩猟者なりの個人的なこだわりが主張されるが、このようなことが猟を大きく左右することはほとんどなかった。

実際に猟を行える時間も、組合カンジチュウの出す太鼓の合図によって一斉に同時出猟し、日の出とともに終了するので、出猟時間は狩猟者間にほとんど差はない。猟の成果に大きく影響を与えるといわれる、天候、月の出具合に関する知識は、当然出猟日の決定、出猟時間の決定に大きく影響を及ぼすのであるが、狩猟組織全体の知識として共有され全体的な応用が行われるために、猟の個人差を生み出す要因にはならなかった。

このような細微な社会的制約によって、ハリキリアミ猟を行う際の競争とそれによって生じる軋轢を回避することはできる。しかし、その狩猟地では個人の技量を発揮することは難しかったのである。つまり、狩猟に関する微細な知識の量、そして、それを応用する能力の差が、猟の結果には反映しにくかったといえる一ただし知識を持っていなかったということではない。

一方、ボタナ猟では長年の経験で身につけた水鳥猟に関する知識や技術が、ハリキリアミ猟より一層重要になってくる。次に、ハリキリアミ猟と並行して行われていたボタナ猟について見てみよう。先に紹介した『狩猟図説』には、ボタナ猟について以下のような記述がある。

…^{ママ}鶺鴒ハ方言「ボタ」縄ト唱ヘ秋分ノ頃葦穂ヲ刈リ採リ花ノ実子ヲ脱シ其ノ袴ヲ日光ニ曝シ竹篋ヲ以テ細裂シ之ヲ沸湯中ニ入レテ煎シ再ヒ之ヲ乾燥シテ絢ヒタルモノニシテ径一分ニ充タズ長サ一尋ヲ以テ一縄ト唱ヘ之ニ煎鶺ヲ塗リ「ヲダ」巻ト名クル滑車ニ絡ヒ置クナリ…又布瀬ノ鶺人ハ同時内場外場ノ沼面ニ小舟各十五艘ヲ浮ヘ鶺具ヲ整頓シ同ク潜居ス月全ク没スルヲ期シ布瀬ノ差配人号令ヲ発スルトキハ内外ノ鶺縄舟一斉ニ発シテ神速ニ鶺縄ヲ放流ス其ノ時水上ノ鴨ハ不意ニ此ノ縄舟ニ襲ハレ元ノ葦葦間ニ復ラントシテ先鋒ノ鴨羅障ニ衝突シ羅眼ニ首ヲ挿ミ或ハ転倒シテ羅囊ニ陥ル之ニ依テ殿後ノ鴨ハ前途障碍アルヲ知り畏懼シテ再ヒ沼上ニ返回シ遂ニ鶺縄ニ懸リ鶺徒ノ手ニ降ル此ノ挙終レハ鶺縄ハ直ニ纏フテ原所ニ復シ永ク放流シ置クトキハ沈入スル患アリ又休憩ノ時間ニ鶺ヲ捕フ張切羅ハ之ヲ整理シ猶之ヲ保護ス黎明ニ近クトキハ布瀬ノ人再ヒ小舟ヲ泛ヘ^{ママ}鶺縄ヲ放流スルコト前霄ノ如ク晨朝ニ及テ鶺ヲ罷メ各村ニ引揚ク而シテ獲ル所鶺縄舟ニ在テハ一船ノ収額其ノ最多ナルモノハ二十羽最少ナルモノ四五羽張切羅ニ在テハ一人ノ収額凡ソ十羽ナリ此ノ最多収額ト猟日数トヲ以テ計算スルトキハ一期四万二千二百羽ノ収額アリト云フ以テ該沼ノ水鳥ニ富メルヲ知ルヘシ然ルニ近年川明ト唱ヘ報酬ヲ受ケ随意ニ銃猟ヲ許スヲ以テ収獲⁽⁴²⁾追年減少スト云フ

出猟日、日が暮れると月の入りの頃合いを見計らって、ボタナ猟を行う狩猟者が沼へ出る。ボタナ猟は、沼の水面で生活するハジロやオオハジロ等のハジロの仲間を捕るのが主で、マガモなど岸辺の草むらに隠れるようなカモはあまり捕れないという。

ボタナ猟はハリキリアミ猟と異なり鳥猟組合に加盟している集落の内、布瀬の住人しか行うことはできなかった。これにはハリキリアミ猟のような、共同体によって管理されたカブ制度はなく、布瀬のムラの成員ならばこの狩猟法を行使できたといわれるが、実際には外来者の日の浅い

ものや新しい分家には、その参加に制限が加えられることもあったらしい。また、水鳥が豊かに棲息していた明治末頃には、ボタナ猟に従事する舟は30艘にもものぼったらしく、くじ引きで制限されたこともあった。

しかし、元来、ボタナ猟の行使にはハリキリアミ猟ほどの厳密な規制はほとんどなく、各舟ごとに個別に競い合って猟を行っていたため、その猟場、時間、獲れ高などをめぐって紛糾することもあった。そのため昭和初頭には布瀬の集落で、ボタナ猟への参加者の制限、猟の共同などが取り決められ、出猟時間や回数、舟の位置などを調整したが、ボタナ狩猟者同士のけんかは絶えなかった。一時、競争の行き過ぎを是正するため、ボタナ猟はすべて共同計算し、全舟の獲れ高を一度まとめて、平等に再配分する仕組みも取り入れたが最終的にはうまくいかず、元々行われていたような、各舟がそれぞれの技量でその成績を競うやり方に戻ったという。

この猟も基本的にはハリキリアミ猟同様2人で行うが、時によって3人で組むこともある。ただし3人で組んだ場合も、実際に猟に出るのは2人であり、交代で舟に乗って猟をしていた。猟の道具はこの1組で共同して作り、それに要する費用も負担した。舟の中では、ひとりには棹をさし舟を操るセンドウ（船頭）、もうひとりにはボタナを水中にブツ（流し置く）モチナガシ（鶺鴒流し）と役割分担が決まっている。舟を動かす速度、ルートは、ボタナのブチ方に微妙に影響を与えるので、センドウとモチナガシは気の合ったものでなければならない。

ボタナは細い縄に鳥モチを付けて、それを沼に流し遊泳中の水鳥をからめ捕る狩猟法である。



図3 ボタナ猟（『狩猟図説』より）



写真3 ポタナヘモチをつける
(沼南町教育委員会提供)

くるので数本のヘラをあらかじめ用意しておく。裂く際にはハカマの根本の方を薄く削ると、縄になる時に繋ぎ目が太くならないので作業しやすい。

細縄は100尋を1縄といい、昭和初頭には20縄2000尋使用していたが、ポタナ猟従事者が多い時には、10縄に制限されたこともあった。100尋分の縄を作るのに1把強のカヤが必要なので、2000尋の縄にするためには20把以上のカヤが必要であった。この20把以上のハカマを裂いてから、縄をなう作業へと移る。

細裂したハカマを1本ずつ加えながら丁寧になる。細縄の太さは1分ほどで、長さ100尋分なうのに1人で1日はかかった。したがってすべての縄をない終えるのに、のべ20日必要であったことになる。

縄自体ができ上がると、これにモチをつける。この作業は同時に2人以上が必要で、ひとりは縄をたぐり、ぬれたムシロの上に置いていく役割を担い、もうひとりは、鍋の中で融かしたモチを細縄に均等に付着させる役割を担う。モチを融かす鍋には水が1斗程も入るような大きなものを使用する。これに水を6分目まで入れて、火にかけて沸騰させる。鍋の中の湯の分量に見合った分のモチ（普通は600匁）を、湯の中に入れて柔らかく融かしていく。

鍋の上部にはツケボウという割竹をかけわたす。ツケボウには穴が1つあいており、ここに細縄を通しモチをつけて余分なモチを刮げ落とす。穴には細縄とともに藁が通してあって、これを締めたり弛めたりすることにより穴の大きさを調節する。これに応じてモチのつく分量も調節される。

まず、ツケボウの穴に割竹の表皮側から細縄を通す。その部分に、箸で鍋の中のモチを取り上げ、縄に載せるようにしてつけていく。モチのついた縄は、穴を通るので余分なモチは落ち、均等に広がる。熱過ぎる湯に長時間モチを漬けると、湯に溶けて腰が弱くなるので、途中、火加減に注意する。モチのついた縄は、それぞれが絡みつかないように水でぬらしたムシロの上にとりあえずまとめておく。

モチをつけ終わると、この細縄をポタワクという糸車状の枠に巻き取っていく。この時手に絡

みつくので、石鹼水で指先をぬらしておく。ポタワクにも水をかけ、巻いているうちに縄がくい込まないように、巻く角度を変える。

モチを縄に附着させるのは出猟当日で、前日などにやってしまうと、固まって水鳥のつきが悪くなる。1回モチをつけると、2晩は猟ができたので、猟翌日に印旛沼、船橋などに行って猟を行うこともあった。

出猟日、ハリキリアミ猟に出る鳥猟組合の合図の後、月の入り近くにポタナ狩猟者たちは沼へと出ていく。モチのついた2000尋の細縄は相当重く、これにごみがつかぬようムシロをポタワクにかけてある。古くはポタナ狩猟者はそれぞれ勝手に出ていたが、先にも述べたように、その猟場、時間、獲れ高などをめぐって紛糾することもあったため、昭和初頭には出猟時間や回数、舟の位置などを調整されていた。ポタナ狩猟者の場合、ハリキリアミ狩猟者のように太鼓を合図に出猟するのではなく、ポタナ狩猟者の中で最も人望の厚い人のかけ声で出猟する。この猟の中心となる人物も、ハリキリアミ猟の差配役であるカンジ（幹事）に擬され、同じくカンジの名で呼ばれるが、鳥猟組合のカンジとは別物である。

船着場からポタナ狩猟者はそろって舟を出し、狩猟地であるハリバの沖側の水面（ソトカワが中心）であらかじめ決めておいた順番に舟を並べる。この際、ウチカワ側とソトカワ側の2組に分かれ、猟の平等を期すために各猟毎にそれを入れ替える。ポタナ猟のカンジの「デンドー」の合図とともに、各舟はポタナを沼中に流していく。舟に乗っているひとりのモチナガンが舳先でポタワクからポタナをはずし、余裕をもたせて水面に置く。流し始めにはまずシノダケを水中に立てて、これにポタナの一端を結びつけ延ばしていく。センドウは、艫で舟を後退させながらジグザグに動かし、ポタナが螺旋を引き延ばしたような形になるようにジグザグに流す。風上に向かって流すとポタナが絡むので、流す時は、センドウは常に風の向きに注意をはらう。

ポタナをしばらく流したままにしておくと、そばを遊泳中の水鳥に附着する。水鳥は逃げようともがくが、縄にたるみのある分、暴れば一層絡みつくようになっていく。カモ類は、遊泳中流れてきた小枝などをくわえては背中後方に落とす習性があるといわれ、ポタナも同様に口でくわえて背の方に落とす時に体に絡みつくといわれる。

ポタナは1500尋流すのに30分位かかる。流し終えた後に頃合いを見計らって、ポタナ猟のカンジは「タングレヨー」の合図を出す。各舟は一斉にポタナを手繰り引揚げ、「ホーイホーイ」のかけ声で獲物はずしていく。獲物が多いと揚げるのに1時間ほどかかることもあ



写真4 ポタナをブツ
(沼南町教育委員会提供)

た。絡んだ水鳥は足を背に負わせ、首を羽の中から反対側へ引っ張り出すと、首が絞まりすぐに絶命する。これはムシロの下に押し込まれる。

同じ1羽のカモに、違う2つの舟のボタナが絡んでいることがある。共同で猟を行うようになって、このような時には販売後の代金を2つの舟で折半するようになったが、それ以前は先に手繰り揚げた方が獲得する権利を得ていた。したがって、ボタナを手繰る速度が、ボタナ猟の巧拙の評価のひとつになっていた。

また、他の舟のボタナともつれてしまった時に、先にそのもつれた部分を手繰り寄せた者が、無断で相手の縄を切って逃げてしまうことも普通に行われていた。このような利己的で、ある意味で実力優先の競争主義に裏づけられた気性はボタナコンジョウ（ボタナ根性）と呼ばれ、ハリキリアミ猟に従事する狩猟者からは揶揄されていた。

ボタナは舟に引揚げると、ボタワクに巻き取ることなしにムシロの上に載せておき、次にはそれを直接流す。

1晩にボタナは4回流す。猟開始とともに流す最初のボタナをヨイナ、2回目をオッケン、3回目は深夜に流すのでヨナカナ、最後は朝方なのでアサナという。それぞれのはじまりはカンジが指示する。前の回の猟が終わって次の回が始まるまでには、時間的な余裕があるので、その間にボタナについての水鳥の毛やごみなどを取り除く。

ボタナ猟を行う人達が細縄を流す作業をしている時には、ハリキリアミ狩猟者は水鳥がどんなに多くかかっているか、それを取りはずしに行かない。その時に、沼からハリキリアミの張っている岸辺の方に、水鳥が飛来してくるからである。

夜が明け、猟が終わると船着場に引き返し、ボタナは各家でモチをはずされる。まず、モチをつける時に使った鍋に湯を沸かし、ボタナを玉状にして入れ煮込む。モチが融け始めると、モチをつける時とは逆に、ツケボウの穴に割竹の裏側から細縄を通し、モチを刮げ落とす。縄からはずされたモチはカスモチと呼ばれ、粘着力が落ちて、また水分を含み沈んでしまうので、次回出猟する時には新しいモチと混ぜて使用する。縄は日陰で乾燥させる。

細縄はほとんどが自家製であったが、これを作るのに人手が足りない場合、茨城県稲敷郡江戸崎町の専門に作っている人に依頼することもあったが、できれば自家製のものにはかなわなかったという。モチは紀州産を最上とし、会津、九州などからも仕入れていた。会津からはモチの樹皮の状態で購入し自分で加工していた。紀州産の場合は、東京のモチの間屋から買い入れたらしく、2斗樽に樽詰めされた製品であった。

以上、手賀沼に面している水辺のムラ、布瀬においてかつて行われていたボタナという水鳥猟の技術について総覧した。このムラにはハリキリアミ猟という網猟とボタナ猟という鵜猟が同時に行われていたが、この両者は独立的で、個別に行われているのではなく、その展開は常に連繫したものとして認識されていた。先に紹介した『狩猟図説』にもあるように、ボタナは沼の中に逃げ込んだカモを、再び沼畔に仕掛けたハリキリアミに追い返す役割を担い、この2種の狩猟技

術が連動することによって猟を高めると考えられていたようである。近世末にこの手賀沼の水鳥猟について述べた赤松宗旦の『利根川図志』にも、「この二（ハリキリアミ猟とボタナ猟：引用者註）は相須つの業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし⁽⁴³⁾」とあり、やはりその連動性は注目されている。2つの狩猟法の出猟日が同じであるのもこのためであろう。

このように密接に関わっているハリキリアミ猟とボタナ猟であるが、その技術に生かされる生態的知識の重要度には違いがある。

先に述べたように、ハリキリアミ猟は組織的な運営が重視され、杭などで境された区画的、限定的な狩猟地を1シーズン使用し、そこに数量・形式が厳密に決められた猟具を設置する固定的な猟である。ボタナ猟も行使できる猟具の数量・形式は取り決められてはいるが、猟を行う際の沼水面の移動が不可欠で、水の流れや風によって動きが大きく変えられる猟具を用いる、まさに流動的な猟である。それ故、ハリキリアミ猟に比べ水鳥の生態に関する知識、猟場をめぐる自然に関する知識などの応用が求められていた。そして、その応用の技術はより個人に帰属するものであり、その巧拙によって個人差を生み出していた。

ボタナ猟は移動して捕るので、鳥の集まる場所、下りる場所に関する知識がその猟に影響を与える。そして、より競争的な要素をボタナ猟の方が持っている。水鳥の多く集まる降下地を見極める能力は、降下地の選別の技術と、そこへ狩猟者自身が到達するための技術の2側面を持っている。

まず、水鳥の降下地選定の技術であるが、ボタナ狩猟者は、水鳥が多く下りて集まる場所を、沼の底土の性質、そしてその水藻の植生から判断する。多くの水鳥のうちマガモは、水藻の一種のエビモク（ヒルムシロ科・エビモ）の多く生える部位に下りるが、ここでは採餌はせず、田で落ち穂などをついばむという。また、ナガ（オナガガモ）はセンコモク（未同定）の根を食べるので、その繁茂する砂底の部位に集まるといふ。ハジロの仲間はニラモク（未同定）の多く生える砂底から粘土状の泥底への遷移地帯に集まるといふ。⁽⁴⁴⁾

狩猟者はこのような沼の底質、藻の植生などの知識を、日常の沼をめぐる諸活動で身につける。狩猟に限らず漁撈、ドロコギ（泥の採取）などを行い、舟（サップブネ）で沼回りを移動したりする時に、沼の底の土、砂の状況やどこにどんな藻が生長しているか把握するのである。慣れた狩猟者になると、舟を動かす棹をさしただけで、その底質の判断が可能だといふ。そのような能力は、狩猟によってのみ形成されたものではなく、沼をめぐる多様な、全体的な生活の中で育まれてきたものといえる。

鳥の降下地を判断する能力は、次にそこへ狩猟者が確実に到達する能力によって、実際の猟で生かされる。沼の各部の状況を把握している狩猟者は、その時々状況に応じて場所を移動する。例えばボタナを流し鳥が追われて逃げた時、鳴き声等でマガモだと判断した場合、マガモの逃げ場所であるエビモクの繁茂する場所に移動することもある。そういう場所は回りの地形を利用して海の漁師が行う「山アテ」と同じ方法で判断するという。ハリキリアミは固着的に網を設置し、

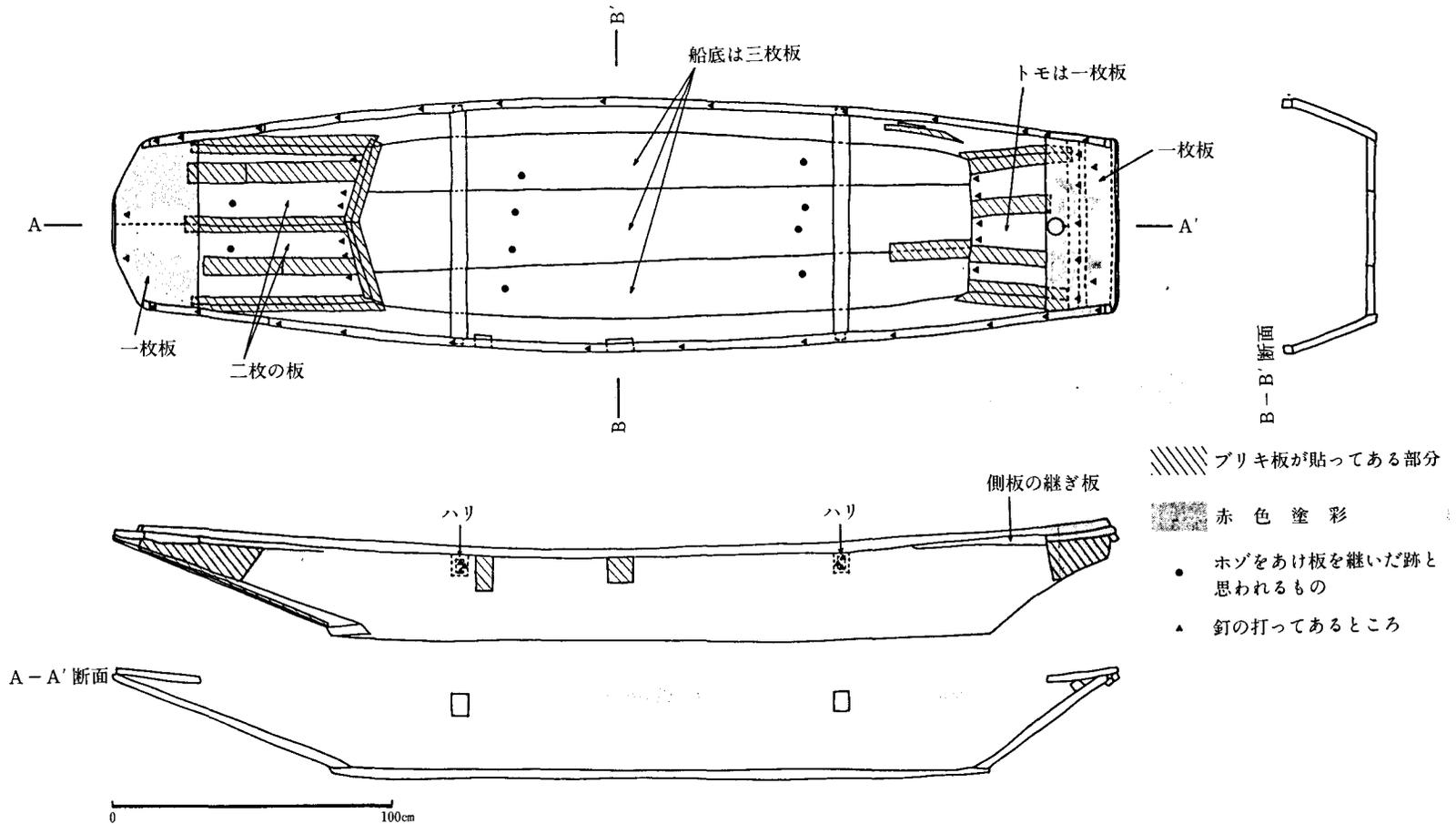


図4 サップブネ

(山浦清・菅豊実測, 山浦清作図, 沼南町文化財収蔵庫保存, 『千葉県沼南町における民俗学的調査V』より)

移動することはあり得ないのでこのような猟場確定の技術は不要であるが、ボタナの場合、常に沼の上を流されているわけで、猟場を把握するための能力は特に重要になるのである。

本章は布瀬で展開されていた2つの水鳥獲得の社会的技術と生態的技術について見てきた。ハリキリアミ猟とボタナ猟は、ともに布瀬では冬場の農閑期に行われる“副業”的な活動であった。しかし、ハリキリアミ猟はその狩猟者が組織化され、行使される狩猟技術も社会的に強く管理されるものであった。それは個人的な生態的知識の差を縮小する方向性をもっていたが、これは共同体内で社会的活動として見なされていたことの証左となる。片やボタナ猟には社会的な統制は強固になされておらず、その分個人に帰属する生態的な知識、技術が相対的に重要視されていた。

ここでムラ的な狩猟—弱競争、強管理—と、個人的な狩猟—強競争、弱管理—という狩猟の存立する位相の違いが明確になった。ムラの管理するカブ制度の枠からはずれ、競争原理を保持する個人的な狩猟は、経済的には同じ“副業”的な活動でありながら、ボタナコンジョウとムラ的な狩猟に従事するものから揶揄され、その社会的意義は低く扱われ、さらにマイナーな活動へと位置付けられているのである。

しかし、何度もいうようにそのような周縁的な活動にも、背景には豊富な民俗知識が保有されているのであって、民俗学的な研究意義はいささかも瑕疵を受けるものではないことは明らかである。

さて、このような“副業”が現実にとどのように営まれ、経済的にどの程度“副業”的であったのか次に問題とせねばならない。この点については、50年以上も前に廃絶された活動だけに、その実態を把握することは、聞き取り調査だけでは限界がある。例えば、実際にいつどのような種類の水鳥をどの程度捕獲し、それからどれ位の収益を上げていたのかという点については、聞き取り調査では明確に確認できないのである。

この問題を解くための糸口を与えてくれる資料が、ここ布瀬には残っている。それは狩猟者のつけた「狩猟日誌」である。それには1シーズンの狩猟日と、捕獲鳥種、捕獲数、販売価格、相場等が記載されており、水鳥猟の実態を大まかにだてが教えてくれる。次章では、この「狩猟日誌」の分析をとおして、現実に行われていた水鳥猟の様相について再構成してみる。

5. 水鳥獲得の実態と経済的意義

ハリキリアミ猟もボタナ猟も2～3人で組んで行う猟であり、獲物を平等に分配するために捕った鳥の種類、捕獲数、販売価格、相場等を記録しておくということが、狩猟者によって頻繁にやられていたようである。しかし、このような書き付けが私的なもので、猟の仲間内の単年度毎の清算に供されるという目的からして、清算以後はその必要性は失われる。したがって、時が経つとともに処分したり散逸したりして、現在まで残されているものはあまり多くはないと思われる。

筆者が確認した獺に関する記録は、昭和13末～14年(1938～1939)初頭にかけての「狩獺日誌」である。この日誌を記した川村孝氏は、明治40年(1907)の生まれで24歳の時から本格的にボタナ獺を始めたというから、この日誌が書かれた年には31歳、獺経験は8年ということになる。ただし川村氏の父親もボタナ獺を行っており、子供の頃から獺の準備などの手伝いをしていたため、本格的にボタナ獺を始めた頃には、道具の作り方、獺の仕方等だいたいのことは身につけていたという。

川村氏は、毎年同様の日誌をとっていたそうであるが、そのほとんどは散逸し、現在残っているのは、この昭和13年度の日誌と昭和18年度の日誌2点のみである。昭和17年(1942)に鳥獺組合が解散され、以後、従来の慣習的な獺運営が行われなくなって、水鳥獺が混乱する時期が数年間続⁽⁴⁵⁾くが、昭和18年度の日誌はちょうどこの頃にあたり、明治末から昭和初頭の鴨獺の実態を示す資料には不適格なので、本稿では昭和13年の狩獺日誌だけを分析の対象とする。

昭和13年度の日誌は、おおよそB5判大の帳面に縦書きで、出獺日、その日に捕れた鳥の種類、捕獲数、「仲買」・「引鳥」(後述する)の販売価格、相場が記載されており、私的で備忘録的な日誌であるが故に記載形式に不統一のところも若干あるが、前後の数値などで調整できる。

川村氏は、昭和13年度には、山崎某氏、染谷某氏の3人で組んで1舟に乗りボタナ獺を行っていた。出獺回数は、このシーズン11月13日を初日(ハツカワという)とし2月23日まで計17回(出獺日不明のものが2回ある)におよんでいる。

(1) 出獺日と月の満ち欠け

手賀沼で行われていた水鳥獺は、獺具の構造上、暗やみの中に潜伏して行うことをその要目とする狩獺者たちの多くが語る。したがって『狩獺図説』に「獺期ニ至レバ毎月望ヨリ四日目ヲ初日トシ隔五日毎ニ之ヲ営ミ上弦後三日ヲ以テ終日トシ月夜ハ休業ス⁽⁴⁶⁾」とあるような、満月前後の月夜の日を出獺日としてさける原則が多く狩獺者によって語られるのである。出獺日が5日間隔というのは、この日数が狩獺によって追い散らされた鳥が再び戻り、警戒心を弛めるのに必要な時間だといわれ、これを短くすると、水鳥が沼から離れていくと考えられているからである。

上記の原則は簡単にいって、満月から次の満月までを1サイクルとし、1サイクルの初日は最初の満月の4日後で、以降5日間隔で獺を続け、1サイクルの最後は上弦から3日後ということである。そして、満月前後の約8日間は休業するということである。この原則に従うと、1サイクルの中で、1回日月齢19日、2回日月齢24日、3回日月齢29日、4回日月齢5日、5回日月齢10日と最大5回の出獺日を設定することができる。

では、昭和13年度に現実に行われた水鳥獺では、どのような出獺日になっているのであろうか。

昭和13年度の出獺日のサイクルは、第Ⅰサイクル(11月13日、19日、24日、29日、12月2日)、第Ⅱサイクル(12月11日、17日、26日、30日)、第Ⅲサイクル(?日、1月18日、23日、29日)、

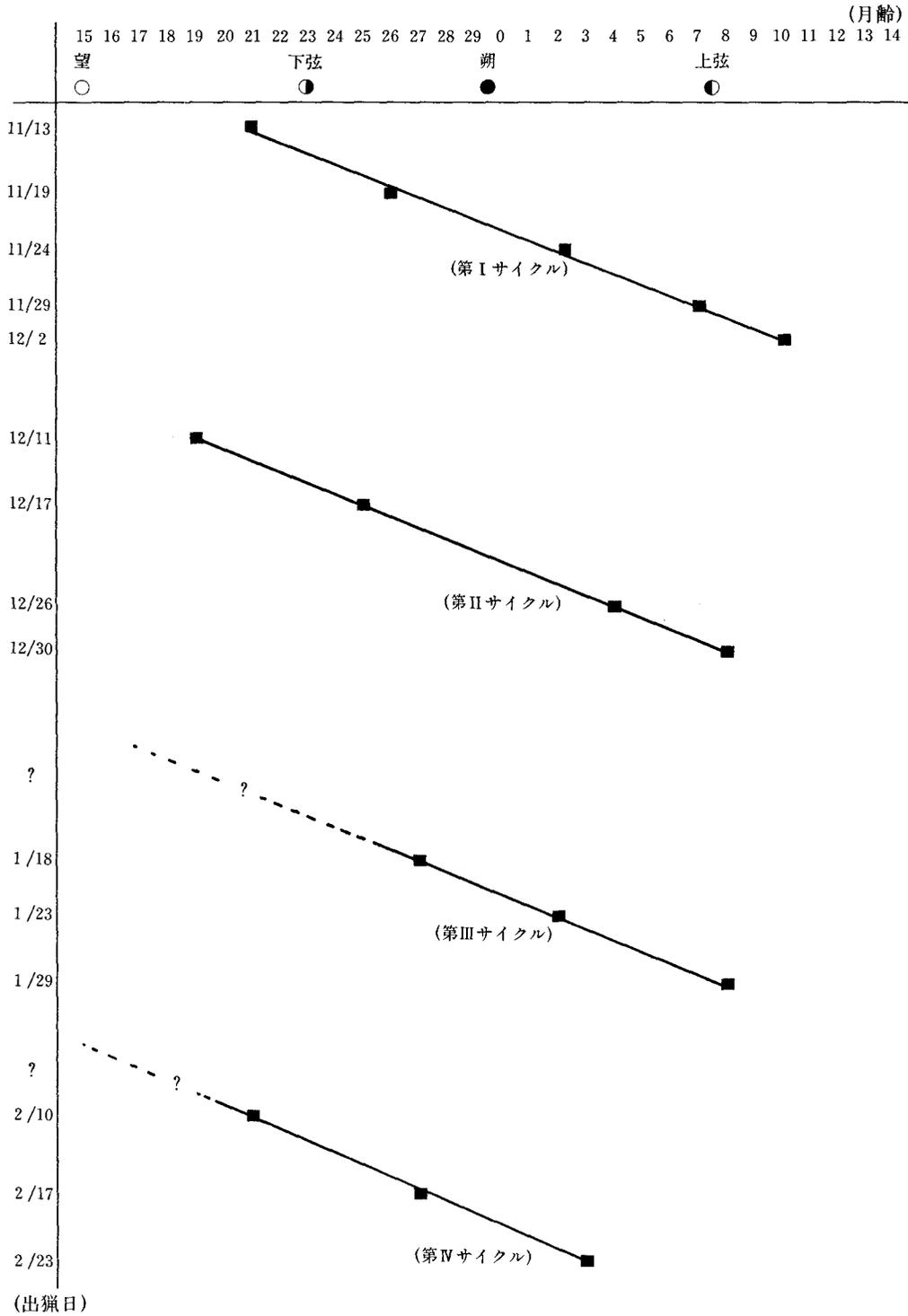


図5 出猟日と月齢の対照グラフ (月齢は積田寿久氏の算出による)

第Ⅳサイクル(？日, 2月10日, 17日, 23日)の4サイクルで行われた。

それぞれの月齢を調べてみるかぎり, いずれのサイクルも原則通り厳格に出猟日が決められているものはない。例えば第Ⅰサイクルでは出猟日間隔は平均5日と原則通りであるが, 出猟日1回目(11月13日)が月齢約21日, 2回目(11月19日)が月齢約26日, 3回目(11月24日)が月齢約2日, 4回目(11月29日)が月齢約7日, 5回目(12月2日)が月齢約10日となっていて, 原則の出猟日とはずれている。他のサイクルは出猟日が計4回しかなく, 出猟日, 出猟日間隔ともに原則通りには行われていない。

これは天候などの事情によって微妙にずらされたものと考えられる。すなわち「布瀬村ノ猟長 天色気象ヲ予占シ大雨強風ノ起ラサル良夜ト認ムレバ⁽⁴⁷⁾」総出で, 猟に出られたのであり, 悪天候の時には順延されていたのである。昭和13年度の出猟日を見るかぎり, 原則的な出猟日設定はあくまで原則なのであり, 現実はその時に応じて柔軟に対応されていたものと考えられる。

しかし, この原則が天候に左右されて, 運用の段階で変えられたものであったとしても, ほとんどの出猟日間隔が5日間より極端に短くされていない点(例外的に11月29日と12月2日は中2日)や, 満月前後(月齢11日~18日)には出猟日が設定されなかった点には注目せねばならない。鳥の逃散防止や, 狩猟法の構造的な制約(月夜に弱い)の側面では原則通りのことがいえそうである。

次に捕獲された鳥の種類とその数について見てみよう。

(2) 捕獲された鳥の種類とその数

日誌に登場する捕った鳥の名前は, 単に方名を並べたものではない。記録を簡単にするために, その名は方名の呼称を省略する形で表現されたものが多い。

日誌に記載されている名称は, 「雁」(ガン), 「ひし」(ヒシガン), 「鴨」(マガモのオス), 「めも」(マガモのメス), 「かる」(カルガモ), 「長」(ナガのオス), 「め長」(ナガのメス), 「赤」(アカのオス), 「め赤」(アカのメス), 「よし」(ヨシ), 「はる」(ハジロ), 「大は」(オオハジロ), 「くつ」(クツハジロ), 「たか」(タカ), 「あじ」(アジ), 「はし」(ハシヒロ), 「川」(カワ), 「かこ」(カコ)の18分類になっている。ただし, これにはマガモ, ナガ, アカが雌雄別に記載されているので, 実際昭和13年度に川村氏たちによって捕獲された鳥の種類は15種ということになる。

日誌によると, 昭和13年度に川村, 山崎, 染谷の3氏が1舟で捕獲した総数は, 670羽にのぼる。その内訳を多い順に7位まで書くと, 第1位ハジロ(118羽, 約17%), 第2位オオハジロ(90羽, 約13%), 第3位アカ(69羽, 約10%), 第4位ナガのメス(66羽, 約9%), 第5位ナガ(56羽, 約8%), 第6位アカのメス(54羽, 約8%), 第7位ヨシ(51羽, 約7%)となる。

これを鳥種別に整理すると, 第1位はアカ(123羽, 約18%), 第2位ナガ(122羽, 約18%), 第3位ハジロ(118羽, 約17%), 第4位オオハジロ(90羽, 約13%), 第5位ヨシ(51羽, 約7%)となる。

%)と中型のカモ類が大半を占めていることがわかる。布瀬の狩猟者は、ボタナ猟の場合、沼の水面で生活するハジロやオオハジロなどを捕るのが中心で、マガモなど岸辺のやぶの中で生活する仲間はあまり捕れないというが、マガモは第9位(16羽、約2%)にしかならないことから、この言葉の蓋然性は相対的に認めうる。マガモより大型のヒシガン、マガンはさらに少なく、それぞれ6羽(約0.8%)、1羽(約0.1%)に過ぎない。

川村、山崎、染谷3氏の分配した鳥の数は、川村230羽、山崎223羽、染谷217羽と、その数に大差はない。ハジロ、アカを中心にほぼ同様な分配を行っているが、他はその数値にばらつきがある。これは捕れた鳥をそれぞれ種類で均等に分配するのではなく、販売した際の価格を見積もってそれを調整するためと考えられる。その他実際に出猟した者への割り増し配分などがあった可能性もあるが、この記録からは判断できない。

(3) 出猟日と捕獲数

捕獲数が最も多かった日は12月11日(105羽)で、以下11月13日(90羽)、11月19日(83羽)、11月24日(67羽)、12月17日(67羽)と猟期の前半に捕鳥数が多い。

先に、この年の猟は4つのサイクルで行われていることは述べたが、これで見ると第Ⅰサイクルは293羽、第Ⅱサイクルは263羽、第Ⅲサイクルは63羽、第Ⅳサイクルは51羽となり、猟期の早い時期の捕獲数が多いことがわかる。ただし第Ⅰサイクルは出猟日が5回あったので、出猟日1回あたりの平均捕獲数は58.6羽となり、第Ⅱサイクル(1回平均65.6羽)よりも少ない。しかし、それにしても、第Ⅲサイクルは出猟日1回あたりの捕獲数が15.7羽、第Ⅳサイクルは12.7羽と圧倒的に少ないので、猟の後半(第Ⅲ、第Ⅳサイクル)に比べるとかなり多く捕れていたといえる。猟の前半(第Ⅰ、第Ⅱサイクル)に全猟期の捕獲数の約83%をあげており、後半に比べ4倍以上の鳥を1回出猟日で獲得していたことになる。

捕獲鳥毎の時季的増減をみると、ほとんどの鳥が正月以降(第Ⅲサイクル以降)その数を減らしている。ハジロ、オオハジロ、クツハジロ、ハンヒロ、カワ、カルガモ、ヨシなどはこの傾向性が強く、ハジロなどは猟期の前半に117羽捕れていたのに対し、後半には、たった1羽しか捕れていない。捕獲鳥の中心となっているアカ、ナガは猟期を通して捕獲されるが、やはり前半、

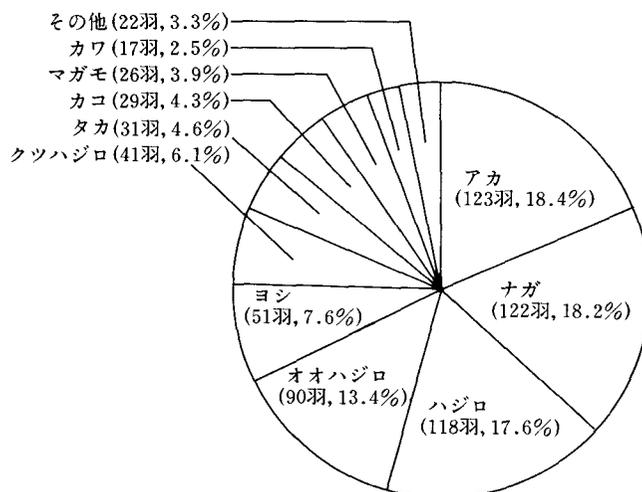


図6 鳥種別捕獲数と全体に占める割合

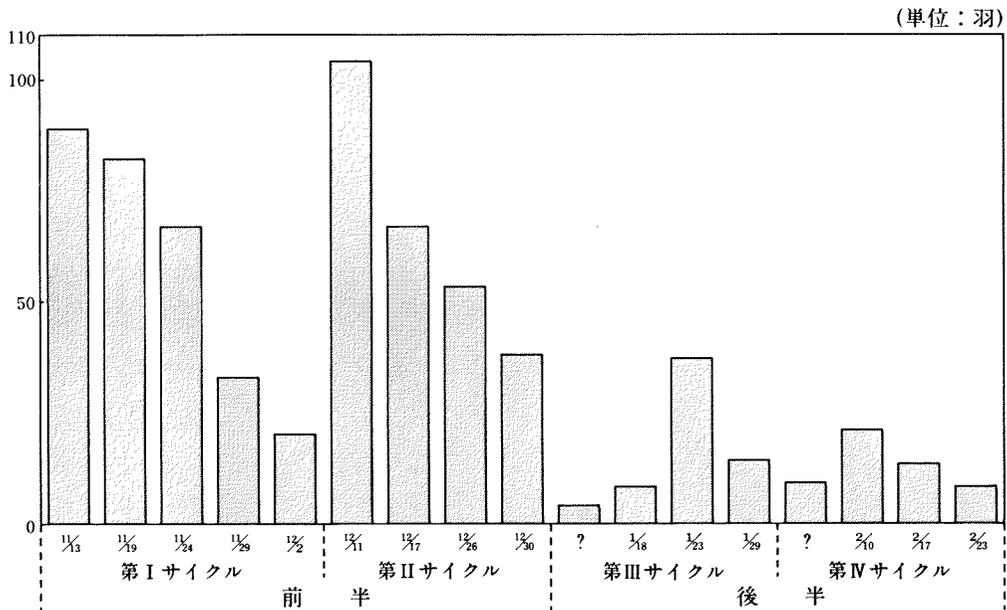


図7 出猟日, 各サイクル, 前後半と捕獲数

特に12月頃が最も多く捕れる。一方、捕獲総数そのものが少ないマガモはこの傾向性は希薄である。

さて、以上のように猟期がなかば過ぎた頃から、捕獲数が激減するという現象はいかなる理由によってもたらされたものか。

これはひとつに水鳥の渡りと関係するのかもしれない。秋口に北から渡来した水鳥たちが、年明け頃に戻っていったためと考えられるのである。しかし、もうひとつ重要な理由を考慮せねばならない。それは猟による全体の鳥数の減少である。

水鳥たちの数は無限ではない。新しい飛来が繰り返されない限り、猟期中にすぐに再生産されるわけではないので、捕獲を続けるうちにその絶対数は減少するのである。捕り尽くさないにしても、猟で追われた水鳥たちは別の場所へと、逃散してしまうのである。この点について狩猟者も認識しているらしく、出猟日を5日間程あけるのはそのためである。

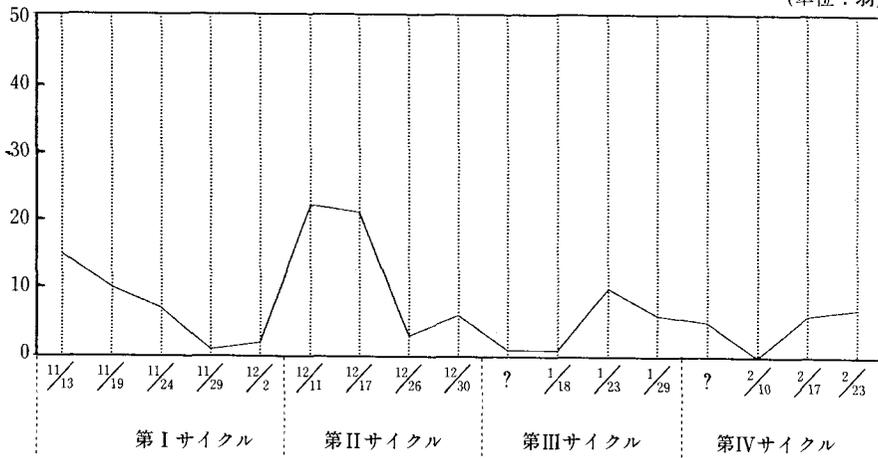
カルガモなど手賀沼で1年中生活し、渡りをしない留鳥ですら、その捕獲数が後半減少していることからしても、捕獲による鳥の絶対数の減少ということの可能性は高い。

狩猟を繰り返す毎に、捕れる鳥の数が減少するという現象は、猟期の前半にはひとつのサイクルの中でも同じようにおこってくる。第Ⅰサイクルでは1回目の出猟日には90羽捕れたのに、以降、83羽、67羽、33羽、20羽と出猟毎に捕獲数は減少している。そして第Ⅰサイクルが終了し、9日間あいだをおいて行われた第Ⅱサイクルの1回目は105羽と捕獲数が再び増加するが、以降、67羽、53羽、38羽とやはりその数値を減少させているのである。猟期の後半には、手賀沼にいる捕ることのできる水鳥全体が既に激減していたため、この傾向性は希薄になるものと考えられる。

第Ⅰサイクルと第Ⅱサイクルの捕獲鳥数の増減を見るかぎり、出猟を5日間隔で行うというの

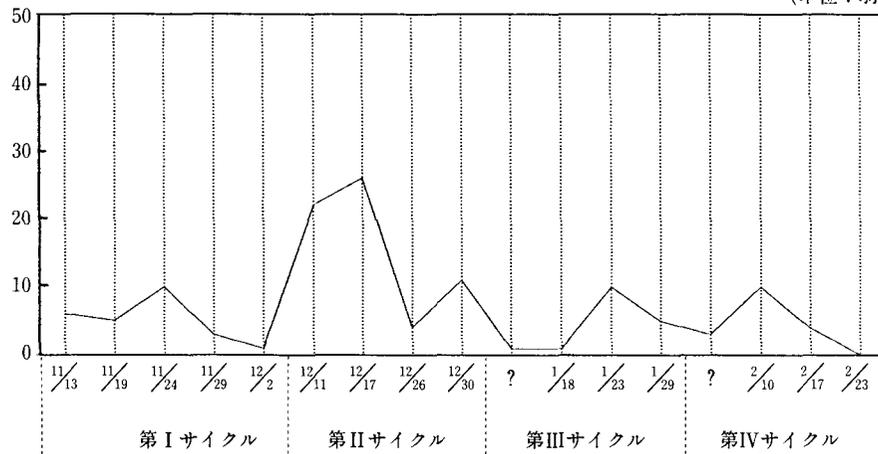
A. アカ

(単位：羽)



B. ナガ

(単位：羽)



C. ハジロ

(単位：羽)

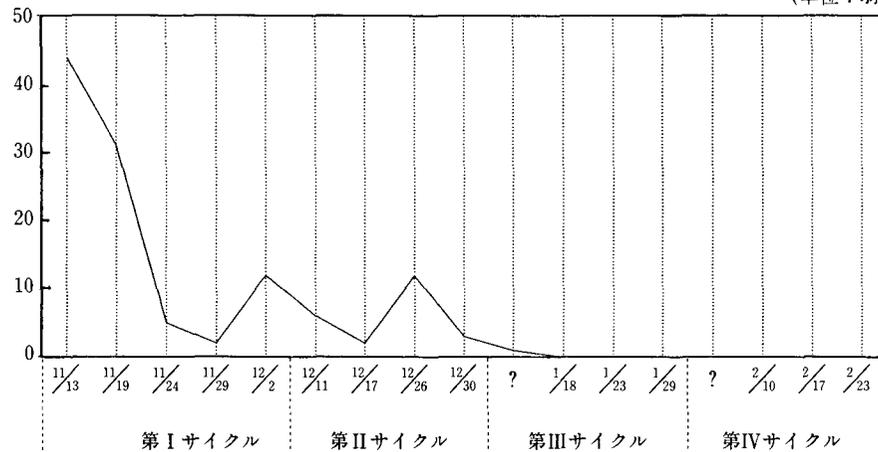
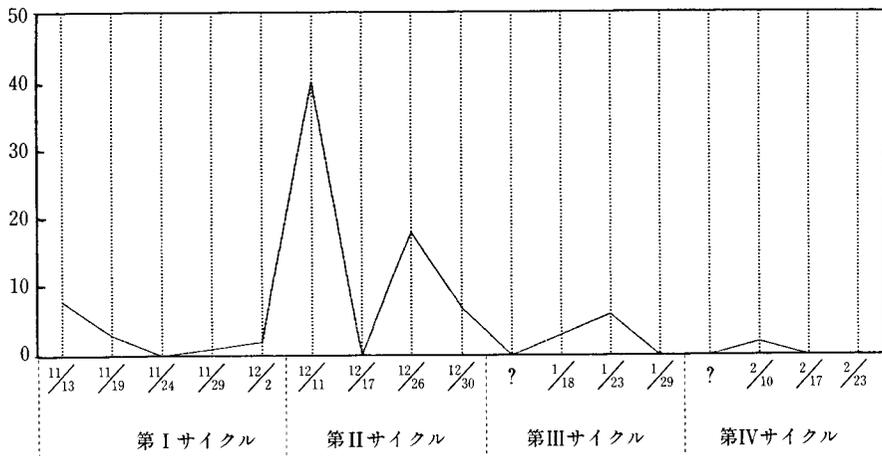


図8 鳥種別捕獲数の変動 (A~H)

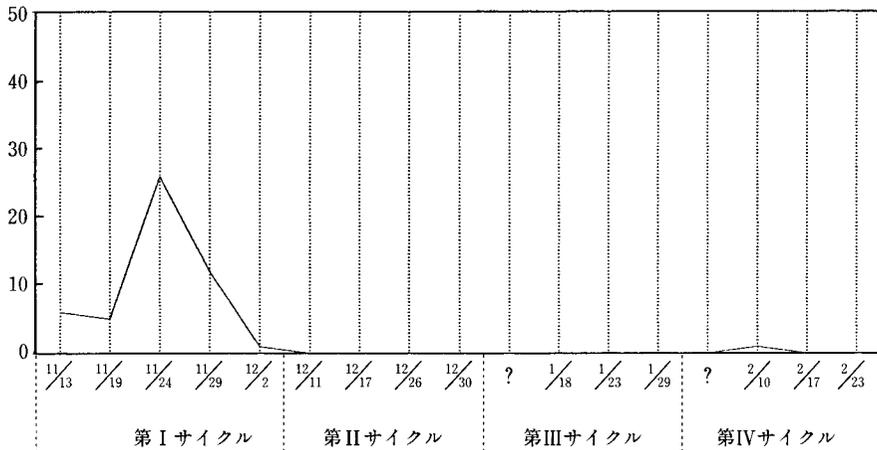
D. オオハジロ

(単位:羽)



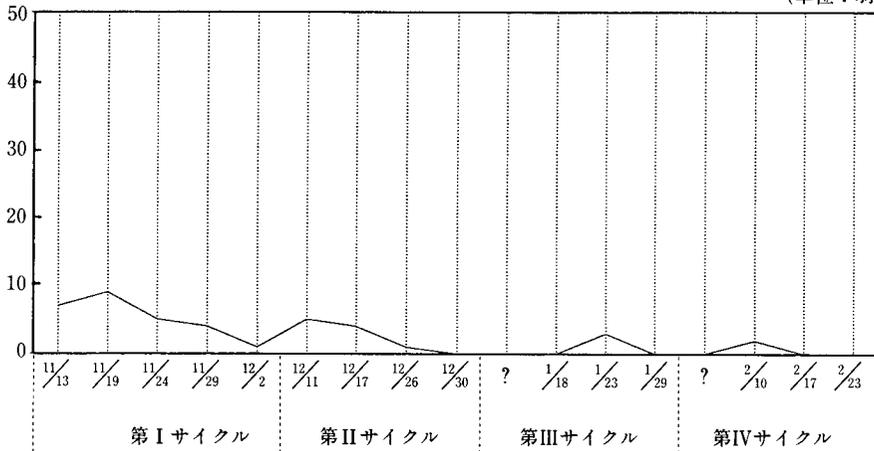
E. ヨシ

(単位:羽)



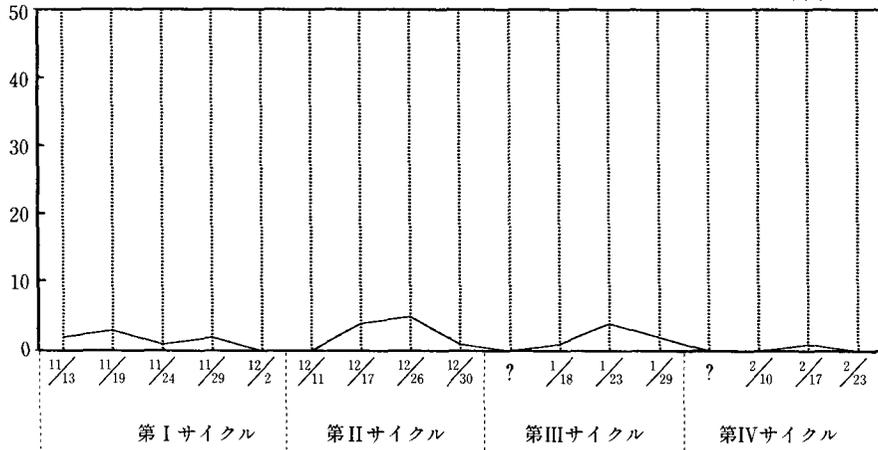
F. クツハジロ

(単位:羽)



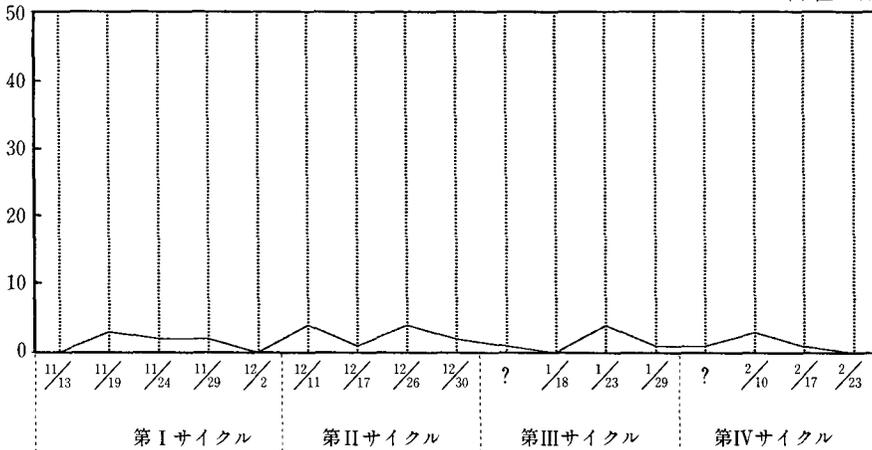
G. マガモ

(単位：羽)



H. カコ

(単位：羽)



※捕獲数の増減は、昭和14年の正月を境にして大きく変移する。ほとんどの鳥が年明けと共にその数を減らしている。主要捕獲鳥のアカヤナガにもこの傾向があるが、この2種は他の鳥に比べて後半の捕獲数は多い。またこの2種は増減のパターンが酷似しており、両者の生態的特徴の類似性が予想される。ハジロなどの小型の水鳥の場合、増減パターンの型には違いが見られるが、猟期前半に捕獲のピークがきている点において共通している。クツハジロ、マガモ、カコなど捕れる絶対量の少ないものは、変移の起伏は大きくない。

は、安定した獲得を行うためには少々短過ぎると思われる。この点から鑑みるに、各サイクルの間の休業、すなわち満月前後の休業は、単に水鳥に気づかれるために猟が不可能であるということだけではなく、この期間に鳥を猟場に再び呼び戻すという積極的な意味があるのではなからうか。

猟期の後半にその捕獲数を激減させる位、何故、前半に集中的に大量捕獲する必要があるのではあろうか。これは水鳥の相場の変動から理解できる。

(4) 単価と相場変動

日誌から水鳥の売買の実態を分析する前に、捕れた水鳥の利用法とここ手賀沼独特の売買システムについて概略を述べねばならない。

一日の猟が終わり、明け方ハリキリアミの狩猟者もボタナの狩猟者も、船着場へと戻ってくる。船着場には主婦たちが、夫の帰猟にあわせて背負いかごを持って集まってくる。舟から獲物をおろし、各自家へと持って帰り、鳥についたモチなどをとってきれいにする。ボタナで捕った鳥にはモチがこびりつき、羽が抜け落ちみすぼらしくなったものもある。このような鳥は商品価値が低いという。衣服がぼろぼろでみすぼらしい人を、「ボタナで捕ったカモのようだ」と形容するほどである。

捕獲した水鳥はほとんどが換金されていたが、自家消費にまわすこともあった。水鳥の料理法にはそれほど多様性はなく、ニンジンと一緒に飯に炊き込むテッカメンにするのが普通であった。これには肉以外にも心臓、肝臓も細かく切って入れる。テッカメンは、赤いニンジンが入っていることからアカメンとも呼ばれるが、これを猟に出る前にエビス様に供えたとアカアソ（マガモ）がよく捕れるといわれている。テッカメンに使って残った骨は、細かくたたきつぶして団子にし、汁物に入れて食べていた。

鳥は仲買人が買いに来ることが多かったが、近在の人で鳥が必要な人が直接買いに来ることもあった。そのような人は自分の家で食べたり、あるいは年末の贈答品として用いていた。歳暮にカモ類を使うということは、ここ布瀬に限らず広く行われていたようであるが、贈答品にする時は竹で編んだかごに笹の葉を敷き、雌雄のつがいのをせて贈るのが通例であった。

仲買人とはカイショ（会所）で売買される。ボタナ猟とハリキリアミ猟では別々にカイショを開くが、普通、最も多く捕った人の家で開かれる。各狩猟者は、仲買人の集まったカイショに自分の捕った獲物を持ち寄り、売り渡す。仲買人には、東京・千住あたりから直接買いつけに来るものと、地元で仲買をして東京の千住、京橋あたりに卸すものの2種類があった。

カイショで値段が決まり売買されるのであるが、この手賀沼周辺では一定の売買システムにとり、売買が行われる。これはハヨセというシステムである。

まず、カイショで集まった仲買人と狩猟者が、その時々需給関係を見ながら相場を決める。相場は、歳暮としてカモ類を利用する年末に特に跳ね上がったといわれる。

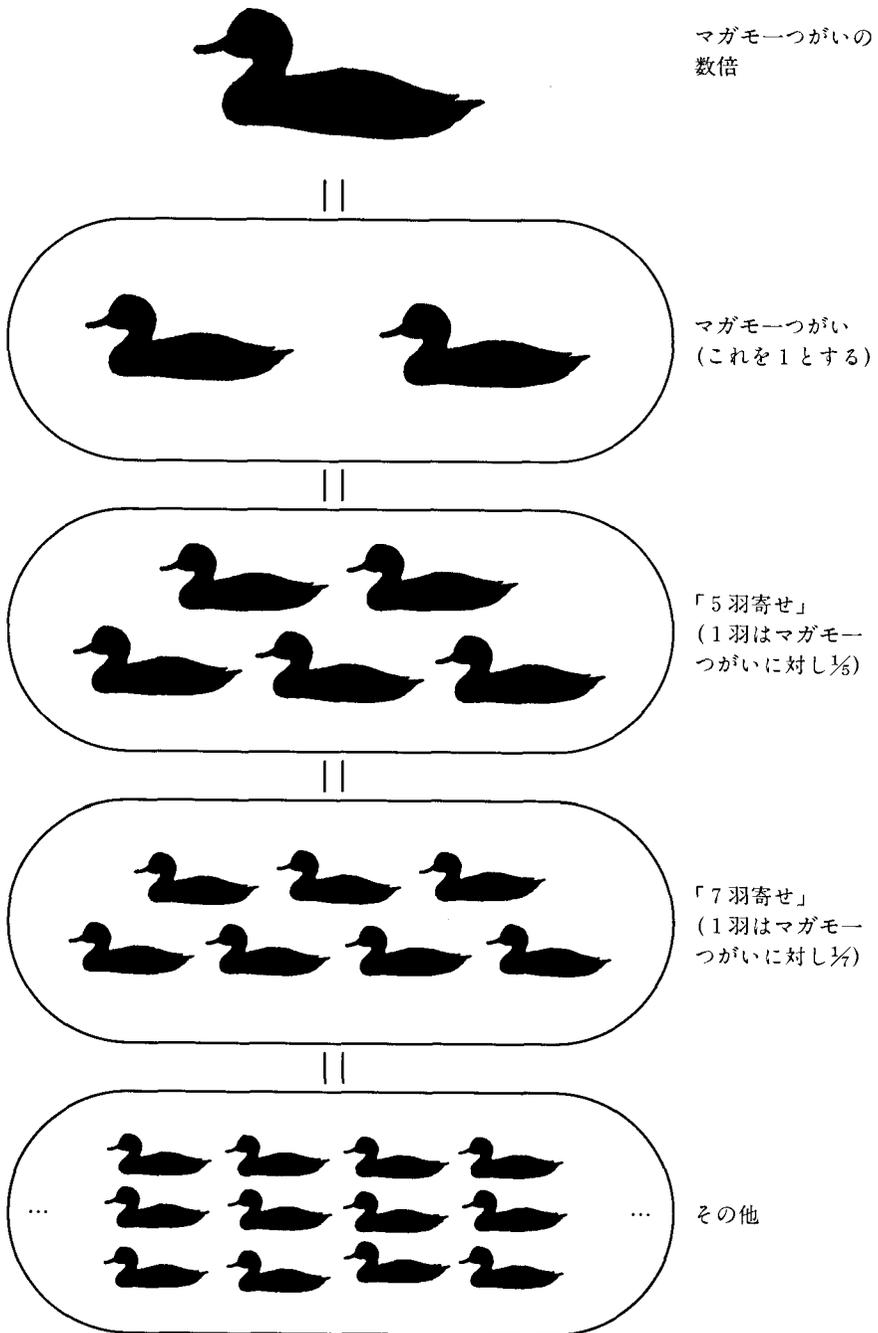


図9 ハヨセのシステム

明治38年(1905)に発刊された『風俗画報』330号には、「手賀沼の鴨猟」と題する報文が掲載されているが、これには「歳末年頭の贈品に供する青鴨の猟場は、東京付近に在りては千葉県東葛飾郡手賀沼を第一とす、東京の相場は此沼の収穫如何に依て昂低を生ずるなり⁽⁴⁸⁾」とあり、東京近辺で手賀沼が、年末・年始の贈答品としてのカモ類の重要な生産地であり、東京の水鳥相場に大きな影響を与えていたことがわかる。

ハヨセのシステムの特徴は、それぞれ鳥の販売価格の決め方にある。値段は、まずマガモの雌雄一つがいの値段を決める。これが相場である。その他の鳥はこのマガモの雌雄一つがいに対して、同じ価値を持つ羽数がそれぞれ決まっている。例えば、アカは「4羽寄せ」といって、マガモの一つがいに対し4羽が等価であるとされる。またタカは「7羽寄せ」といって、マガモの一つがいの値段とタカ7羽の値段が同じに決められている。そしてマガモより大型のガンなどは、何羽寄せということはいわないものの、やはりその価格はマガモ一つがいの2倍と決まっていた。

このようにハヨセのシステムは、マガモ一つがいに対しての等価の羽数を固定することにより、マガモ一つがいの相場が変動するのに連動呼応して、それぞれの価格が決定されるという仕組みになっている。要するに、マガモ一つがいを1とすると、アカは1羽0.25、タカは1羽0.14(小数点第3位以下切り捨て)、ガンは1羽2という価格の比率を固定して持っているということで、マガモ一つがいを100円とした場合、アカ1羽は20円、タカ1羽は14円、ガン1羽は200円の値段がつくということである。そして、マガモ一つがいの相場が2倍になれば、それに応じて各鳥の値段が2倍になるということである。

手賀沼共同鳥猟組合の元幹事長湯浅喜太郎氏が、組合の解散に際し、手賀沼の鳥猟の沿革と当時の概況を記した『手賀沼鳥猟沿革』によると、ハヨセは以下のようにになっていた。なお、()内には筆者が本稿で用いている方名を併記した。

一、鳥相場ノ標準 真鴨(マガモ)本位

一、真鴨一番ノ価格ヲ基準〔男鴨ハ女鴨ニ一割増〕

一、ヒシ鴨(ヒシガン)二倍額、

一、葎鴨(ヨシ)四羽合セ

一、雁(ガン)鴨ニ一倍半

一、羽白(ハジロ)五羽合セ

一、長鴨(ナガ)男鴨一羽代一割増〔一番代〕

一、高べ(タカ)七羽合セ

一、白鳥(ハクチョウ)ハ随意

禽類中最大重量三貫目以上ニシテ首ヲ持チ擔フ時足ハ地ヲ払フ純白ニシテ最モ美⁽⁴⁹⁾
シ

この資料から相場に対する比率(以後、売買比率と呼ぶ。小数点第3位以下は切り捨てる)を

表2 売買比率対照表

方名	聞き書きによる 売買比率	『鳥獵日誌』 記載名	『鳥獵日誌』 による 売買比率	『沿革』 記載名	『沿革』 による 売買比率
ハクチョウ	随意	—	—	「白鳥」	随意
ヒシガン, ヒシ	2.00	「ひし」	1.90~2.17	「ヒシ鴨」	2.00
ガン	1.50	「雁」	1.71	「雁」	1.50
マガモ, アカアシ, アオクビ	0.52	「鴨」	0.54~0.55	「男鴨」	0.52
メガモ (マガモのメス)	※1 0.48	「めも」	0.40~0.45	「女鴨」	※4 0.48
カルガモ	0.43	「かる」	0.40~0.43	—	—
ナガ	※2 0.30	「長」	0.30~0.33	「長鴨」	0.30
メナガ (ナガのメス)	※3 0.28	「め長」	0.27~0.30	「長鴨」	※5 0.28
アカ	0.25	「赤」	0.25~0.26	—	—
メアカ (アカのメス)	0.25	「め赤」	0.22~0.25	—	—
スズヨシ	0.25	—	—	—	—
ヨシ	0.25	「よし」	0.25~0.26	「葭」	0.25
ハジロ, ハル	0.20	「はる」	0.20	「羽白」	0.20
オオハジロ	0.20	「大は」	0.22~0.26	—	—
キメハジロ	0.20	—	—	—	—
コハジロ	0.20	—	—	—	—
キンクロハジロ	0.20	—	—	—	—
クツハジロ, クツ	0.20	「くつ」	0.16~0.19	—	—
タカ, タカブ	0.14	「たか」	0.14~0.15	「高べ」	0.14
アジ	0.14	「あじ」	0.15	—	—
ハシヒロ, ハシ	0.14	「はし」	0.16	—	—
カワ, ハナツチロ	0.14	「川」	0.12~0.15	—	—
アイサ	—	—	—	—	—
カコ, モグリッチョ	—	「かこ」	0.04~0.05	—	—

※1 オガモはメガモより1割高, ※2 メガモの1割安, ※3 オナガとメナガの一つがいでオガモの1割高, オナガはメナガの1割高, ※4 「男鴨ハ女鴨ニ一割増」, ※5 「男鴨一羽代一割増」(『手賀沼鳥獵沿革』による)

求めると、マガモのオスは0.53、マガモのメスは0.47、ヒシガンは2.00、ヨシ0.25、ガン1.50、ハジロ0.20、ナガのオス0.30、ナガのメス0.28、タカ0.14、ハクチョウ随意となる。これを筆者の聞き取り調査によって求められた売買比率と、昭和13年の獵日誌に記載されている単価と相場から求めた売買比率と対照したものが表2である。これを見ればわかるように、『沿革』から求められる売買比率と、聞き書きによって得られた売買比率、現実に運用されていた売買比率はほぼ同じである。

売買比率が、同じ種類でも雌雄によって異なるものがある。それはマガモ、ナガ、アカで、中大型のカモ類である。ただし、カルガモのようにマガモと体の大きさがほとんど変わらないカモでも、売買比率の雌雄の別がないことから、中大型でなおかつ外見の容貌に雌雄差があるものに、

売買比率の雌雄差が出ると考えられる。

日誌から求められた売買比率を見ると、それぞれの売買比率は固定的ではなく、ある程度の幅をもって運用されていたようである。例えばマガモのメスは0.40~0.45の幅をもっているし、ヒシガンも1.90~2.17の間で売買比率が適用されている。これは鳥の状態などに影響を受け、実際個々が売買される場面では、価格が斟酌されることを示しているようである。つまり、鳥がモチなどで汚れたり、傷がついていたりした場合、価格は若干低くなるのであり、その際の売買比率も低く適用されることになる。原則としては、ハヨセの売買比率は決まっているが、現実にはその時々鳥の状態にあわせ若干の融通性をもって価格が決まるということである。

布瀬で捕獲されていた水鳥は、売買比率によって以下のような5つの群に分類できる。

A群 ガンタイプ：ハクチョウ、ガン、ヒシガンなど、マガモ一つがいよりも高い値がつくもので売買比率1.5~随意

B群 マガモタイプ：マガモ、メガモ、カルガモなど値の基準になるもので売買比率0.40~0.53

C群 中型ガモタイプ：ナガ、メナガ、アカ、メアカ、スズヨシ、ヨシ、ハジロ、オオハジロ、キメハジロ、コハジロ、キンクロハジロ、クツハジロなどで売買比率0.2~0.3

D群 小型ガモタイプ：タカ、アジ、ハシヒロ、カワなどで売買比率0.14

E群 アイサ・カイツブリタイプ：アイサ、カコなどカモの仲間とされていないもので、値段が安くハヨセのシステムにのらず価格がほとんど変動しないもの。

この内D群のハシヒロは、商品としての評価が低いいためD群に入れられている。またE群のアイサやカコはハヨセのシステムにのらせず、「何羽寄せ」という言葉もなく、相場の変動に価格は連動しない。しかし、実際に売られている価格を相場の値で割る（売買比率を求めるということ）と、0.04~0.05の間を推移し、ほぼ一定である。これはE群の鳥の単価が極端に安い（マガモのオスの10分の1以下の価格）のために、売買比率が数値として変化しないだけである。例えば、カコは12月11日に1羽10銭で売買されており、相場は2円10銭なので、売買比率は0.04761…になる。一方、12月26日も10銭で売買されており、相場は2円50銭に上がっているが、売買比率を求めてみると0.04と12月16日時点のカコの売買比率と大差はないのである。売買ハヨセのシステムにはのらないとされたE群であるが、その売買比率は他の鳥同様には安定していると考えてよい。これは1羽の価値が低い小さな鳥が、売買の主流ではなかったことを示している。

日誌には、鳥の売買価格を「引鳥」と「仲買」に分けて記載してある。「引鳥」とは地元の仲買人、および一般の消費者が購入するもので、全体の売買の67%を占める。「仲買」は東京から来る仲買人で、33%を占める。「仲買」の値段は「引鳥」の値段より高い時もあるれば低い時もあり、両者に決まった値段の差が生じるような傾向はない。「仲買値」は一定の値が体系的に求められるのではなく、「引鳥値」を基準にしてさまざまな状況（鳥の状態、買い手とのやり取りなど）を考慮した結果、その時々に応じて決定されるものようである。ただ両者に差が生じる時も、その差はわずかである。

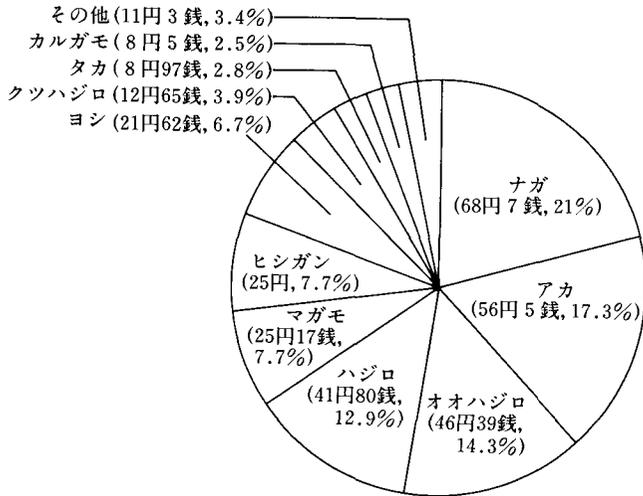


図11 鳥種別収益と全体に占める割合

ジロ (41円80銭, 約12%), 第3位アカ (34円47銭, 約10%), 第4位ナガ (34円32銭, 約10%), 第5位ナガのメス (33円75銭, 約10%), 第6位ヒシ (25円, 約7%), 第7位ヨシ (21円62銭, 約6%) となる。これを鳥種別の内訳に直すと, 第1位ナガ (68円7銭, 約21%), 第2位アカ 56円5銭, 約17%), 第3位オオハジロ (46円39銭, 約14%), 第4位ハジロ (41円80銭, 約12%) 第5位マガモ (25円17銭, 約7%), 第6位ヒシガン (25円, 約7%) となる。

捕獲数からみて中心的な鳥であったアカとナガは, それぞれ123羽, 122羽とはほぼ同等の位置を占めていたが, ナガの方が売買比率が高かった (ナガ約0.30, アカ約0.25) ために, 収入面ではナガがアカの1.2倍程になっていた。

捕獲数で上位を占めていた鳥が, 収入でも上位を占めるという傾向はあるが, 第5位にマガモ, 第6位にヒシガンが進出している点には注目せねばならない。マガモは捕獲数では2%に過ぎなかったが, 収入でいうと7%を占める。ヒシガンはもっと顕著で, 捕獲数では0.8%に過ぎなかったものが, 収入では7%までにその割合を延ばしている。これは当然, その単価が他の鳥種に比べ, 圧倒的に高いからである。この点からヒシガン等の大型鳥が“一獲千金”的な魅力のある鳥種であったことがうかがえる。人々にとって, ヒシガン1羽でカコ約50羽分に相当するという大きな価格差は, まさにヒシガンを垂涎的たらしめるのに十分な効果を持っていたと思われるのである。

さて, 昭和13年度は川村氏ら3氏は, 324円80銭の総収入をあげていた。出猟日の中で12月11日が収入が最も多く (57円81銭), この日だけで1シーズン総収入の17%を稼ぎ上げた。逆に, 最も稼ぎの少なかったのは, 1月初頭の不明の出猟日で2円20銭と, 12月11日に比べ約30分の1である。総じて11月から12月の猟期前半が収入が多く, 前半で1シーズン総収入の約85%を占める。後半はすべてを合わせても12月11日の1日分の収入にも及ばない。前半の大量捕獲の影響は,

らであるということだけではなく, 狩猟者たちがこの時期に意図的に集中して生産を上げようとしていたという, もっと積極的な要因があったためと考えられるのである。

(5) 収入

昭和13年度の川村, 山崎, 染谷3氏の1舟の総収入は324円80銭にのぼった。

日誌に記載されている分類の内訳でいうと, 第1位オオハジロ (46円39銭, 約14%), 第2位ハ

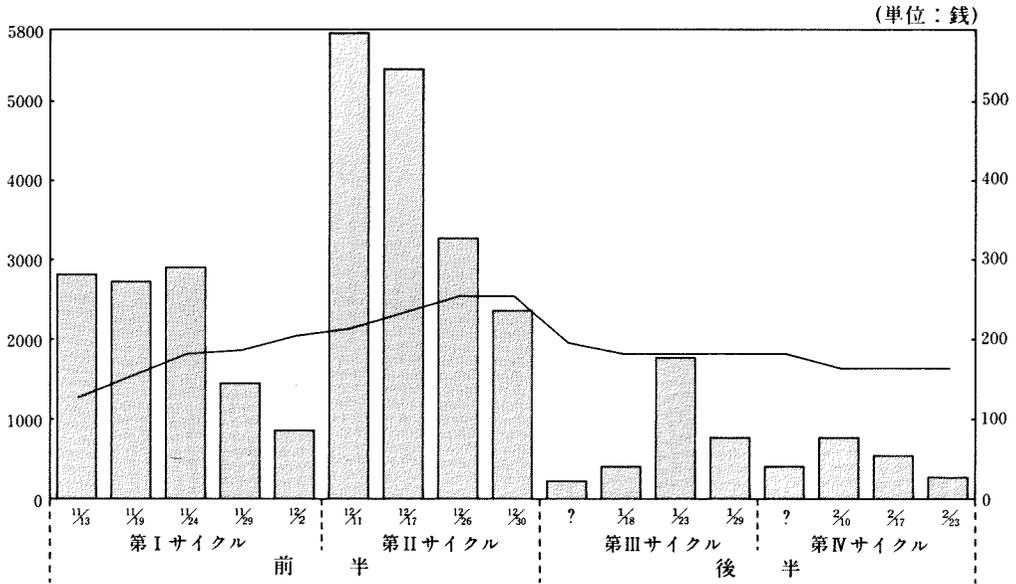


図12 出猟日、各サイクル、前後半と収益、相場変動
 収益（棒グラフ、左目盛り）、相場変動（折れ線グラフ、右目盛り）

収入面に、当然反映されているのである。

各サイクルで見ると、収入の多かった日上位3位まで擁する第Ⅱサイクルが、最も収入を上げている。第Ⅱサイクルでは、第Ⅰサイクルよりも30羽捕獲数が少なかったが、相場の高騰により、収入は圧倒的に増加した。

1舟3人の収入は、ほぼ同じように変動している。3人の収入の内訳を見ると、川村氏111円97銭、山崎氏112円40銭、染谷氏100円43銭となり、川村氏と山崎氏はほぼ同額であるが、染谷氏は若干少ない。その理由は明確ではないが、実際猟に携わった日数とか労働量に関係しているのかもしれない。

1人で約100～110円の収入があったわけであるが、この金額は、当時、どの程度の価値を持っていたのであろうか。

当時、あんぱん5銭、カレーライス20銭の時代である。⁽⁵⁰⁾白米に換算すると10キロ3円25銭だったので約310～340キロ分にもなる。

このような単純な商品換算ではなく、実質的な労働対価としての猟の収入の意味を考えてみよう。近在に特にこれといった産業もなかったために、冬場だけのパート・タイムの就労は困難だったであろう当時、狩猟者がもし狩猟をせずに、この冬場の農閑期に、確実に現金収入を上げようとした時に、まず思いつくのは土木工事などの賃稼ぎにでることではないだろうか。そうすれば猟の収入と、賃稼ぎにでた際の収入の値を比較することは、当時の生活実態を知る上であなたがち無駄ではないと考えられる。

昭和13年、銀行員の初任給が70円位であった頃、賃稼ぎは1日1円58銭であった。この数値か

ら換算すると、1人が1シーズンの猟期で賃稼ぎ約63～70日分の収益を稼ぎ出したことになる。賃稼ぎ2か月以上の収入を、わずか17日—もちろん出猟日以外にも狩猟に付随した仕事をする日があるが—の出猟で稼ぎあげたわけである。冬場、自分の居住している所から離れることなしに、これだけの収入をあげているわけで、この数値は農間余業として、水鳥猟が無視できないものであったことを示している。

川村氏の残した日誌のデータが、他のボタナ狩猟者、あるいはハリキリアミ狩猟者の実態を語るようなものか、また、この時代すべてに当てはまるのかどうかといった資料の代表性の問題を検討せねば確たることはいえないが、この日誌で見ると冬場の水鳥猟は、十分に経済的な“副業”的意義を持っていたと考えられる。猟を行うための経費（猟具代、免許代等）を考慮しても、近在の就業先が限定されていたこの時代、経済面でのメリットはいささかの瑕疵を受けるものではなかろう。もちろん、この平地性の鳥獣猟からの収入は、1年間糊口を凌げるような大きさは持っていない。あくまで、生活を支える全活動の一部として重要なのである。

6. 結語——“副業”からマイナー・サブシステムへ——

平地性の鳥猟は、元々、専門特化した単体として人々の生活の中で営まれるような生計活動ではなく、他の生業と組み合わせられて行われていたという見解は以前より提示されていた。これは内水面漁撈を行う漁民が、同時に鳥猟を行っていたという指摘である。この指摘を最初に行ったのが、柳田民俗学と一線を画し、漁業史、物質文化の方面に積極的に取り組んでいた渋沢敬三であった。

渋沢敬三は昭和29年（1954）、『滋賀県漁業史』の発刊に際して序を寄せ「…内水面では漁民が同時に鳥猟を行っている。ナガシモチで主としてカモをとっているが、鶺鴒などもとって他の鶺鴒の行われた地方にこれを出している。漁猟・鳥猟・未分化の時代を思わせる。琵琶湖に限らず内水面の漁民は同時に鳥猟を行った痕跡が各地にのこっている⁽⁵¹⁾」と「漁民の水鳥猟」に関する先駆的な指摘を行っている。これが単なる印象ではなく、以後発展させるべき課題であったことは、その後、渋沢のもとで研究環境を共有した研究者たちによって同様の見解が述べられていることから明らかである。

例えば宮本常一は『海に生きる人びと』（1964）を著す中で「…地名を全国にのこすほど賀茂部（鴨部）はひろく全国に分布していた。そして鴨部の名の示すごとく、鳥獣をとることを生計の手段としたものであろうが、それが海辺に出て来ては漁撈にしたがったものと思われる⁽⁵²⁾」とし、東国の海人の系譜を鴨部という狩猟の民に指定している。また、中世史の分野からではあるが、網野善彦は「…注目すべきは、六箇国から貢進された贄の中に魚貝と同じ比重で鳥類が見られる点で、漁撈における網・延縄と捕鳥のための網・もち縄が技術的に共通していることを考えると、山城・大和・河内・近江などの湖川—内水面の漁撈民は捕鳥も行っていたと推測することができ

(53)る」と、渋沢の見解を裏づける見解を示している。

先に鳥猟研究の必要性を説いた桜田勝徳の問題提起を紹介したが、この桜田もまた、渋沢の薫陶を少なからず受けていた点は注目に値する。このような、漁撈と狩猟が技術的にも連関して行われていたとする主張を、特に掘り下げた人物として、常民文化研究所で渋沢や宮本、網野らとともに研究していた河岡武春は特筆すべき存在である。彼は「…中世末に藩の漁業制度がととのい始めるまでは、漁農民もしくは農漁民ともいべき存在があって、水鳥をとっていた歴史があったのではないか。稲作にしても田に下りてくる鴨などを捕ることはセットになって、農民の所得であった歴史が長かったのではあるまいか」という、低湿地に生活する人々の生業が本来、複合的に営まれるものであるといった仮説を打ち出した。

これが、河岡武春の「低湿地文化論」⁽⁵⁵⁾に見られる生業複合論である。

河岡は、低湿地という稲作に不利な条件を持つ空間を、漁撈、狩猟、採集、農耕など多岐にわたって複合的に利用する場合、必ずしもそこは不利な生活条件を持った空間とはいえないと考え、低湿地に積極的に生活していた人々の存在を明らかにしようとしていた。これは、歴史・民俗学に見られる、従来の稲作偏重の視点に対する批判であり、敷衍して「農村」「漁村」、あるいは「農民」「漁民」といった先見的な分別に対する批判となっている。

この視点から人間生活を眺め見る時、生きるための活動は“本業”“副業”と分節化でき得るものではなく、複合体として意味を持つことになる。低湿地においては生業複合の一要素として水鳥猟が行われているが、経済的比重の如何に関わらず、全体に民俗的な知識はちりばめられているのである。

筆者が本稿で対象としたフィールド、千葉県東葛飾郡沼南町布瀬は、その意味では低湿地に隣接する生業複合の行われる土地である。第2次世界大戦前までは農耕を中心として、漁撈、鳥猟、採集などの生計活動が複合的に営まれていた。整形された水田が一面に広がる現在の景観では、一見して布瀬は「農村」と位置付けられてしまいそうであるが、50年程時代を遡ってみると、そこでは多様な生業が行われていた。それを生業複合の観点から分析すると、布瀬を「農村」といった言葉一言でかたづけるわけにはいかない。

布瀬が単に「農村」という類型で語り得ないことは、水鳥猟のおかれた社会的な位相からも明らかである。手賀沼沿岸の集落では共同して鳥猟組合を結成し、水鳥猟の管理、運営を行っていたことは既に述べた。そしてこの生業組織は村落と密接に関わり、村落組織とおおかたの同一性を持っていた。これは狩猟地の貸借関係からも明らかである。村落組織と、生業組織(鳥猟組合)とおおかたの同一性は、必然的に鳥猟の社会的な地位を高め、鳥猟を行う際の様々な規制が、村落レベルで受け入れられて、遵守されていたのである。

また、布瀬において水鳥猟は、賃稼ぎ2か月分以上の収入を、約半月で稼ぎ上げることでできる生計活動で、この収益を多いとらえるか少ないとらえるかは生業を眺める側の立脚点によって違って来るであろうが、“副業”としての経済的な役割は十分に果たし、生活維持のある部

分を担っていたということは最低限いえそうである。

以上のように、布瀬における鳥猟は“副業”であるにも関わらず、ムラの中で社会的に優位な位相に存在していた。千葉徳爾は、「もっとも典型的な狩猟村落とは、狩猟行為については完全に近い協同組織が、その村落の成員のみによって構成運用されているものを指す⁽⁵⁶⁾」と、「狩猟村落」の概念規定をしているが、その意味ではここ布瀬は立派な「狩猟村落」であるといえよう。また、「狩の仲間に入った以上は、狩猟に従っている間はかくかくの社会組織の一員となって行動せねばならないという、伝承的な規定に従っている住民がある村落でなければ…農業集落とか漁業集落と同じ意味で、つまり同位社会としての狩猟村落と呼ぶには値しない⁽⁵⁷⁾」とも述べているが、この点でも布瀬は「狩猟村落」と呼ぶに値するのである。

しかし、その面から鑑みるに、布瀬は農業集落（農村）でもあり、漁業集落（漁村）でもあるのである。生業複合の観点からいうと、この帰結は当然の結果であり、安易には生業の“頭文字”をとって「農村」、「漁村」という村落の類型化は行えないのである。

もちろん、このような類型的対象把握がすべて徒爾に終わったなどというつもりは毛頭ない。例えば、高桑守などが行っている漁民内部の類型論⁽⁵⁸⁾は、必定、農業依存度という非漁業の活動の度合いまでも視野におさめ、従来あった「半農半漁民」：「専業漁民」の二分法をより精緻化し、生業構成にとどまらず漁撈技術、生活態度、世界観に至るまでの大きな相違を示唆している。彼が到達した「農民漁業」といった言葉と、河岡武春が設定した「農漁民」あるいは「漁農民」といった言葉とが、別の作業工程の中で期せずして交錯したこと自体、至極もっともな帰結なのである。正当な類型作業自体はいささかも否定されるものでないことは付け加えておこう。

生業複合論に傾倒し、最近それについて活発な発言を続けている安室知は、民俗学における畑作民・漁撈民・狩猟民といった類型が、実は生計活動の実態とは無縁の生業技術論に偏った類型であることを盛んに主張しているが、まさにこの点が問題なのであり、この点の克服が、今、民俗学の生業研究には求められている。すなわち類型的把握法が一步間違えれば、自明のものとして何ら省みられず、先見的に枠作りしてしまうことによって、対象自体が歪曲し、実体と大きなずれを生じる可能性が危惧されるのである。ここで対象とするのはあくまで人間であり、総合的な人間生活であることはいうまでもない。分節化された民俗事象を指し示しているのではないのだ。

“本業”の相対概念である“副業”という概念は、価値減退を誘引する危うさを持っており、近年でも刊行され続ける民俗報告書をひもといてみても、主たる関心は稲作を中心とした農業など、中心と考えやすい生業の再構成に注がれている。“瑣末な”活動へのアプローチはまだまだ十分とはいえない。皮肉なことに、そのように中心と考えやすい農業ですら、現状では“副業”的な位相におとしめられつつある。我々は、研究者の立脚点の近代化以上に、対象とする人間生活の近代化がより進行していることを自覚するものの、「民俗学の対象としての生業」研究が、「現代の問題の解決に役立つ面よりも、過去の歴史の理解に資する面の方に、はるかに多くの重みが

かかっている⁽⁶⁰⁾」ことは否定できない。前代の民俗に拘泥されることを覚悟してみても、農耕の生活は始源的に他業を兼業する部分を具備していることは既に指摘されているし、また、そのような視点で近世社会を分析した深谷克己などは、「専業」と「兼業」、あるいは「農業」と「農間稼ぎ」といった“本業”“副業”という言葉に近似值的に置換可能な概念で、人間生活の実体化を試みている。彼は政治の側からも都市・労働運動の側からも、さらには農業（専業農家）の側からも重荷の扱いを受けるといった今日の「兼業農家」観を指摘し、この通念が日本の歴史の中で、自立小農の農耕による自立ということを過大視することによって生じたものであることを批判している。換言すれば、「専業農家」としての自立イメージを強く持ち過ぎるという主張である。

さらに深谷は「通念の兼業農家観は、「兼業」農民が身につける「能力」には気づこうとしない。農民がそのようなあり方をしていることによって身につける力量の積極的な側面はないのか、ということも考えてみなくてはならないはずである⁽⁶²⁾」とまでも断言した。

同氏のこの卓見は、人間生活の実体把握に大いに寄与するとともに、民俗学における生業研究に有効な視点を提示してくれる。本稿で取り扱った「農民」の水鳥猟は、“副業”であるにもかかわらず社会性を有し、少なからぬ知識、技術、そして能力を醸成していた。このような平地性鳥獣猟は、従来の狩猟伝承研究では取り扱われにくかったが、それにも確実に豊富な民俗知識は存在するし、社会的意義、経済的意義が見いだせるわけである。軽視され看過されてきた対象を、アプリオリな評価なしに実体としてとらえさえすれば、その民俗的な重要性は顕在化することになる。

最後に、筆者はここで“副業”という言葉⁽⁶³⁾をマイナー・サブシステムという言葉に敢えて変換しよう。これは単なる言い換えではなく、この語に置き換えることは、民俗学で固定化している生業研究の常套を改編することを目的としている。そして、これは生業複合論の延長線上にあるものである。

マイナー・サブシステムとは、①“副業”といった相対価値の低さを排除するものであり、②人間生活の実体像の再構成には不可欠なものであり、③より精緻な民俗知識への関心を推進する、といった役割を持つ。マイナー・サブシステムは“業”として重要なのではなく、伝承的知識を有する活動としての意味が重要なのである。したがって、この活動を行わなかったとしても、一向に生活に支障をきたさないといった活動をも含み得る。ただし、いかなる形であろうと、必ずや何らかの生産をとまなうものであって、この点において純粋な遊戯とは区別される。むしろ生産の量的な多寡は、まずは問われない。

この視点によって、いわゆる「農村」としてきたムラにおいては漁撈、狩猟、採集といった活動が、「漁村」においては農業、狩猟、採集といった活動が、「狩猟村」では農業、漁撈、採集といった活動が顕在化し、見えやすくなるのである。それぞれのフィールドにおいては、目立ちやすけれどもあくまで等価としてのメジャー・サブシステムが存在し、当然それとの関係性や

比重などといった問題も検討されるだろうが、それは実体の民俗、あるいは生活の全体像を把握してからでも遅くはない。また、人間の利用可能な環境資源の質・量と、実際に利用する生産物の質・量の異同も、そして、年齢差、性差、階層差といった生計活動の行使に影響を与えると推定される因子との関連なども、このような作業の結果得られるものである。

最近になって起こってきた、日本の環境に生息する、野生動物や野生植物を対象として生業を営む人々の、自然誌的な民俗研究⁽⁶⁴⁾には、このマイナー・サブシステムへのアプローチの萌芽が見てとれる。今後、この研究分野が進展する中で、マイナー・サブシステムへの関心は益々深まることであろう。このような人間生活の実像に迫る試みは、既に何度も掘り返された対象にも適用できるものであり、その結果、民俗学の新しい局面が生み出されてくるのではないかと、筆者は信じて疑わない。

謝辞

本稿の作成にあたっては多くの方々から多岐にわたってご高配を賜った。特に国立天文台の積田寿久氏には、月齢等の算出の労をとっていただいたうえに、さまざまなご教示をいただいた。また、立教大学博物館学研究室の山浦清先生には、図版・写真等さまざまな資料の提供、調査の便宜等でご配慮いただくとともに、ご指導賜った。調査に快く応じていただいた布瀬の皆様も含め、ここに記して感謝の意を表する次第である。

註

- (1) 安室知 1992 「存在感なき生業研究のこれから—方法としての複合生業論—」『日本民俗学』190 日本民俗学会 p. 44
安室は、この論稿で「取るに足らない」とされてきた生業技術の再評価の動きについて注目しており、その論旨には筆者も賛意を示すところが多々ある。ただ「取るに足らない」生業には、「背景にある民俗技術や民俗知識の量が少ない」とする見解には、すぐには同意しかねる。むしろ研究者の側が「取るに足らない」生業という対象を、過小評価してしまい、これに興味を特に引かれてこなかったという点に注意しなければならないのではなからうか。少なくとも、このような生業が民俗学の主たる関心事になることはほとんどなかったわけであるから、精査にもとづく民俗知識の量的多寡の検証がなされるまでは、この見解は結論づけられない。
- (2) 柳田國男 1909 『後狩詞記』 自己出版 (『定本柳田國男集』27)
- (3) 柳田國男 1940 『野草・野鳥雑記』(一帙二冊) 甲鳥書林 (『定本柳田國男集』22) 同書の冒頭で柳田は、旧友川口孫治郎の感化もあって、小学校にいた頃から“鳥好き”であったことを述べている。川口が著した『飛驒の鳥』、『続飛驒の鳥』〔註(4)〕などは「それを外国に持って行って毎日読み、人にも読ませた」らしく、『野草・野鳥雑記』刊行時でも柳田の“鳥好き”は持続している。同書では中西悟堂からの影響についても触れられている。
- (4) 川口孫治郎は大正の初頭、雑誌『郷土研究』に鳥の民俗について活発に発表している。川口の鳥に関する業績は『飛驒の鳥』(1921, 炉辺叢書, 郷土研究社), 『続飛驒の鳥』(1922, 炉辺叢書, 郷土研究社)に集約されている。両書が炉辺叢書から刊行されたこと、そして『飛驒の鳥』の自序には「大正八年五月廿日図らずも、柳田先生から、飛驒の鳥の観察を成るべく日記的の性質を保存しつつ整理しては如何、題は飛驒の鳥、飛州鳥日記などは如何、との懇書を頂戴した」とあることから、この書を世に出すにあたって柳田が少なからず関与していたことがわかる。これは、先に示したような柳田の“鳥好き”とは無縁ではなからう。
- (5) 早川孝太郎 1926 『猪・鹿・狸』 郷土研究社
田中喜多美 1933 『山村民俗誌—山の生活』 一誠社
高橋文太郎 1937 『秋田マタギ資料』 アチック・ミュージアム
武藤鉄城 1977 『秋田マタギ聞書』 慶友社 (これは武藤が1920年代以降、数十年にわたって調

査した資料を、死後、日本常民文化研究所で公刊したものである)

金子総平 1937 『南会津北魚沼地方に於ける熊狩雑記』 アチック・ミュージアム

柳田國男は民俗学の出発を、山人、漂泊者、被差別部落民などから始めたが、後年、彼の分析地平からはこれらの記述が抜け落ちていく(門馬幸夫 1987 「柳田國男と被差別部落の問題」『民俗宗教』1 創樹社)。この脱落過程と、狩猟伝承への関心の希薄化は軌を一にしている。なお、狩猟伝承の沿革と研究史については、千葉徳爾の『狩猟伝承研究』[註(6)]に詳しいので参照されたい。

(6) 千葉徳爾 1969 『狩猟伝承研究』 風間書房

(7) 千葉徳爾 1971 『続狩猟伝承研究』 風間書房

(8) 千葉徳爾 1977 『狩猟伝承研究後篇』 風間書房

(9) 千葉徳爾 1986 『狩猟伝承研究総括編』 風間書房

なお、千葉の狩猟伝承への視点は、「日本狩猟民俗研究の方法」(1968 『日本民俗学会報』56 日本民俗学会)という年会発表要旨で概略が述べられている。そこでは、狩猟が歴史的産物として時代変遷とは無関係ではいられなかった点、狩猟活動自体がそもそも儀礼性を具備していた点、狩猟の信仰の側面へ大社仏寺の影響があった点、狩猟伝承が消滅の危機に瀕している点などが指摘されている。

(10) 前掲書(8)まえがき p. 1

(11) 桜田勝徳 1972 「手賀沼鴨猟資料(一)」『民間伝承』36-1 民間伝承の会 p. 6

なお、桜田がこの手賀沼の鴨猟を調査した経緯については、小川博の「手賀沼鴨猟の民俗と桜田勝徳」(1980 『歴史手帖』8-5)に詳しいので参照されたい。

(12) 桜田勝徳 1972 「川口孫治郎さんの旅行記の綴りから(一)」『民間伝承』36-3 民間伝承の会 p. 142

(13) 『民間伝承』36-3~40-1, 1972年11月~1976年4月の連載

(14) 大久根茂 1987 「鴨の千本はご猟」『民具研究』72 日本民具学会

(15) 前掲書(8)まえがき p. 1

(16) 同上

(17) 拙稿 1990 「「水辺」の生活誌—生計活動の複合的展開とその社会的意味—」『日本民俗学』181 日本民俗学会 pp. 41-81

筆者はこの論稿で、1, 空間の所有形態, 2, 空間の使用形態, 3, 社会的規制の強弱といった指標で、生活空間への社会的意味の浸透度を測り、生業の複合のあり方を論じたが、最近、藤村美穂はこのような考え、方法をうけて、社会的意味の形成といった問題にまでより踏み込んだ優れた見解を示している。それでは自然への人間の働きかけが、単に物理的な意味だけではなく、それ自体、他の人間への働きかけになるという興味深い意見が述べられており、これは今後の生業研究、自然における人の営為の研究を発展させる課題となり得る。[1994 「自然をめぐる「公」と「私」の境界」『試みとしての環境民俗学—琵琶湖のフィールドから—』(鳥越皓之編), 雄山閣出版]

(18) 近年、この分野で積極的に発言をしている篠原徹は、「自然誌的民俗誌」という言葉を用い、“野の観察者”の端倪すべからざる魅力的な観察や伝統的知識を掘り下げ、山、川、海などで生きる人々の該博な民俗的知識の総体を引き出す作業を執り行っている。

篠原徹 1990 『自然と民俗』 日本エディタースクール出版部

1990 「解説」『柳田國男全集』24 筑摩書房

1992 「聞き書きのなかの自然」『日本民俗学』190 日本民俗学会

(19) 前掲書(6) p. 35

このような限定は、先に述べた「自然誌的民俗誌」という目標を掲げる篠原徹や、同様に、自然に対する全体的知識の実体化を標榜する筆者などの見解と抵触する。これは千葉の日本における人獣交渉史への取り組みの中心が、地域的な伝承形態の歴史的な過程に彩られたものに、特にふりむけられていたためであろうと思われる。もちろん狩猟伝承の歴史性についての問題は重要であるし、民俗学の発展段階で、まずそこへ関心がおもむいた点は当然なのかもしれない。この立場は、千葉の「体験しない部分をも理解できるはずである」といった姿勢と通底するものであり、柳田の用いた「同情」という言葉に代表されるような、外来者の民俗理解の困難性を重々斟酌した結果であることは理解に難くない。

しかし、千葉は全国各地で古い猟師に接して、「彼等が何よりもまず忠実な自然の観察者(傍点引

用者)であって、微妙な野獣の感覚や山林環境の差異に、たえず注意をそそいでいる、敏感な、かつ勇気ある個人であるという」〔前掲書(6) p. 25〕印象を持ち、「生態知識」の存在意義もいささかも否定していない。彼自身も、我々が求めるような自然に関する民俗的知識の重要性について気がついていながら、中心の課題としては見据えてこなかったわけである。

今後、新しい生業研究を推し進める中、「自然の観察者」の実体像、全体像を追究するためには、「みずから生計を立てる人間として一カ所にいつまでも止るわけにはゆかない」〔前掲書(6) p. 35〕といった研究者側の外在条件は極力克服し、また安易な経験至上主義ではない、方法としての「体験しなければ理解できない」といった姿勢が、我々に求められているのではなからうか。

- (20) 手賀沼はかつて全国有数の水鳥狩猟地であった。そのため研究の遅れている鳥獣研究の分野の中でも、比較的多くの研究者によって取り組まれてきたフィールドである。筆者も、布瀬において生業複合の視点から、諸活動の総体的把握を既に行っている〔前掲書(17)〕。筆者に先行して、この地を調査研究したものの内、特に重要な論稿を以下に掲げる。

桜田勝徳 1965 「流しもちともち」『民俗文化』20 滋賀民俗学会

1972 「手賀沼鴨猟資料(一)」『民間伝承』36-1 民間伝承の会

1972 「手賀沼鴨猟資料(二)」『民間伝承』36-2 民間伝承の会

なお桜田は「手賀沼鴨猟資料(二)」の最後に、「以下次号」と継続して連載する旨、記しているが、実際には、以降、手賀沼の鳥獣についての論稿は発表されていない。連載中止の詳しい事情はわからないが、それは、先に紹介した「川口孫治郎さんの旅行記の綴りから」(『民間伝承』36-3～)という形で置き換えられることとなる。

河岡武春 1977 「手賀沼布瀬鴨猟小記」『日本民具学会通信』11 日本民具学会

1985 「手賀沼の鴨猟」『日本民俗文化大系』13 小学館

最上孝敬 1962 「狩猟採取経済の諸相」『経済集志』32-4 日本大学経済学・商学研究会

三谷和夫 1981 「手賀沼の鴨猟」『我孫子市史研究』5 我孫子市教育委員会

- (21) 沼南町史料目録未載文書(沼南町・立教大学博物館研究室 1988 『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ』所収)
- (22) 農商務省 1892 『狩猟図説』pp. 75-82
- (23) 千葉県東葛飾郡教育会 1923 『千葉県東葛飾郡誌』
- (24) 前掲書(21)
- (25) 深山実家文書(沼南町・立教大学博物館研究室 1988 『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ』所収)
- (26) 江戸の水鳥商売の成立は近世初頭には既に確認され、享保年間(1716~1735)には、幕府による市場・流通の管理体制がしかれるほどまでに成熟していた。水鳥供給地としての手賀沼の問題は、この都市における水鳥消費の問題と並行して考察されるべき課題である。
- (27) 布瀬には水戸家の「御借場」であったことを示す史料は見当たらないが、近在で同じ鳥獣組合に加入することになる発作には、明和5年(1768)に「水戸様御鷹堤定杭」に関する訴訟の文書(「旧記」印西町史編さん委員会編『印西町史史料集近世編一』印西町)などが残っていることから、この時代、水戸藩による手賀沼周辺地域の「御借場」借用の存在を推測できる。しかし、その後水戸藩は鷹場を幕府に返上し、寛政9年(1797)に再び縮小した形で鷹場を復されるが、この時の範囲は下総・小金領を中心とした80カ村で、手賀沼沿岸地域は、この領域からは除外されていたようである。
- (28) 前掲書(25)
- (29) 江口行輝家文書(沼南町・立教大学博物館研究室 1988 『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ』所収)
- (30) 赤松宗旦 1855 『利根川図志』(柳田國男校訂 1938 岩波文庫本)
- (31) 梅沢喜代治家文書(沼南町・立教大学博物館研究室 1988 『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ』所収)
- (32) この予算の内訳は以下の通り
- 一 金四円也 幹事長年給
 - 一 金参円也 副幹事長年給
 - 一 金三拾六円也 幹事十八名年給 但一名金二円
 - 一 金拾八円也 会議員十八名年給 但一名金一円

- 一 金貳円五十銭 幹事長事務取扱費
 - 一 金拾八円也 各組合幹事 事務所取扱費
 - 一 金九円也 通常会議費
 - 一 金拾円也 臨時会五回分 但一回=付二円
 - 一 金三円廿四銭 持廻使丁費
 - 一 金五円也 雑費 [前掲書(31)]
- (33) 前掲書(31)
- (34) 布瀬区有文書(沼南町・立教大学博物館研究室 1988 『千葉県沼南町における民俗学的調査Ⅴ』所収)
- (35) 沼, 川の水底や低湿地の泥土を掘り上げ, 積み重ねて高度を確保する耕作地造成法は, カイコン, カキアゲタ, ウキタ, ホリアゲタ(関東平野), ウネタ(石川県), シンオコシ(静岡県沼津市), ホリタ(岐阜県木曾三川流域)などの名称で, 全国の低湿地を開発した水田地帯に分布している。大規模干拓法の導入以前の, 在地農民による小規模開拓技術である(拙稿 1994 「水辺」の開拓誌—低湿地農耕は, はたして否定的な農耕技術か?—)『国立歴史民俗博物館研究報告』57 国立歴史民俗博物館)。
- (36) 前掲書(31)
- (37) 前掲書(21)
- (38) 斉藤安行, 平岡考, 百瀬邦和, 鶴見みや古, 大山紀子 1992 「手賀沼とその周辺の鳥類センサス結果報告Ⅱ—水面(1988-1990)—」『我孫子市鳥の博物館調査研究報告』1 我孫子市鳥の博物館
- (39) 川村多実二 1974 『鳥の歌の科学』中央公論社
なお川村は, 鳥の鳴き声の記録法として仮名字綴り法以外に, ローマ字綴り法, 音譜法, 擬音法, 章句仮充法(川口孫治郎いうところの「聞き做し」), 著音法などをあげている。
- (40) 前掲書(22) pp. 76-78
- (41) 第2章で紹介した狩猟地の貸借契約書に登場する「字内川」のことである。
- (42) 前掲書(22) pp. 77-82
- (43) 前掲書(30) p. 170
- (44) 河岡武春 1977 「手賀沼布瀬鴨猟小記」『日本民具学会通信』11 日本民具学会 pp. 84-85
- (45) この頃, 飛来鳥数が激減したために水鳥の共同狩猟が困難になった。しかし, 一部では組合解散後も水鳥猟を継続するものがあったという。これも手賀沼の大規模干拓の開始により, 完全に廃絶された。
- (46) 前掲書(22) p. 77
- (47) 同上
- (48) 画報生 1905 「手賀沼の鴨狩」『風俗画報』330 東陽堂支店 p. 4
- (49) 前掲書(21)
- (50) 本稿では, 水鳥猟の収益の商品換算, 労働対価への換算の基本数値は, 『値段史年表』(週刊朝日編 1988 朝日新聞社)に依拠している。
- (51) 渋沢敬三 1954 「滋賀県漁業史序」『滋賀県漁業史』上(伊賀敏郎編著) 滋賀県漁業協同組合連合会 p. 5
- (52) 宮本常一 1964 『海に生きる人びと』未来社 p. 42
- (53) 網野善彦 1985 「古代・中世・近世初期の漁撈と海産物の流通」『講座日本技術の社会史』2 日本評論社 p. 215
- (54) 河岡武春 1977 「漁民の水鳥猟」『民具マンスリー』10-4 日本常民文化研究所 p. 5
- (55) 河岡は1970年代後期, 矢継ぎ早に「低湿地文化論」に関する論稿を発表している。これは彼のライフ・ワークともいえる課題であり, 未だなお検討するに値する発想がちりばめられている。詳しくは拙稿「低湿地文化論」その可能性と課題(1990『史境』21 歴史人類学会)を参照されたい。
- (56) 前掲書(8) p. 334
- (57) 同上 p. 333
- (58) 高桑守 1984 「伝統的漁民の類型化にむけて—漁撈民俗研究への一試論—」『国立歴史民俗博物館研究報告』4 国立歴史民俗博物館
- (59) 前掲書(1)

- (60) 最上孝敬 1959 「はじめに一生業と民俗」『日本民俗学大系』5 平凡社 p. 12
- (61) 守田志郎 1978 『文化の転回』 朝日新聞社
- (62) 深谷克己・川鍋定男 1988 『江戸時代の諸稼ぎ—地域経済と農家経営—』 農山漁村文化協会 p. 14
- (63) 最近、松井健は「主生業ではないマイナー・サブシステムのもつ意味をさらに研究していきたい」(『琉球新報』1993.9.30)と宣言し、ひとつの民俗文化の終焉を迎えつつある、宮古群島のタカ(サンパ)獲りの記述研究を進めようとしている。筆者の管見の限り、マイナー・サブシステムの語の使用は、松井健が最初である。
- (64) 田口洋美は静岡県駿東郡小山町の山村調査を実施した結果、土地に生きる人々の生き方と手腕であった生業の複合的形態を抽出することに成功している(1993「山と暮らし」『小山町史』9民俗編小山町)。その中で彼は、「生業の複合とその要素理念図」を提示している。これは小山町というミクロな対象をもとに構築された理念型であるが、おおかたのところはかなり普遍化でき得るモデルではないかと筆者は考える。これは単純な生業複合ではなく、生計を維持する上でランダムに複合のパターンを選択していくという人間生活の実体を如実に示しており、今後の発展が期待される。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

Monograph on Hunting Techniques on 'Waterland':
An Essay on the "Folk-knowledge" of Minor Subsistence
about Snaring of Waterfowl, and the Integration of Society

SUGA Yutaka

Hunting of waterfowl has been underestimated as a familiar matter in the field of hunting-studies because the habitats of waterfowl were flatlands bordering on agricultural districts. The activity has not been seen as having an important place in Japanese cultural history. Further, when we look deeper into the field of this subsistence, it was just described as "side business" and the "folk-knowledge" basically obtained from rich nature surrounding them has been overlooked. When we consider the human beings referred to in the question "How have human beings got their living?", it is not appropriate to refer to the part of their subsistence as "side business" simply and easily. The name of "side business" is often given to humble and inferior "business" compared with "main business" which is of high economic importance. Such a description will be estimated as an "insignificant" and "minor" task, with the result that it gets ignored. Bird-hunting study is a subject which has been dismissed to the margin with these very words "side business", where no development can be expected, and underestimation will continue.

In this paper, I aim at identifying the mass of all the techniques and knowledge about waterfowl-hunting at the waterside, which is on the edge of disappearance.

When I consider this mass, I can divide it into three sub-classes of "folk-knowledge". The first layer of the "folk-knowledge" includes ecological knowledge about behaviors and habits of waterfowl as living things. Secondly, there is men's knowledge and devices for getting close to the waterfowl in order to catch the game. This could be seen as including the previous knowledge. Thirdly, there is the knowledge of techniques related to the relevant human society and its economic matters concerning the waterfowls. This knowledge looks quite general, but is not independent of the technology found in the second layer. In this layer are found the community rules about hunting methods and hunting areas, and the knowledge and techniques regarding the use (eating and gifting, dealing) of waterfowl as a product. In fact, these areas of knowledge and techniques must have included the subject of waterfowl in other ways at various levels. Because, even if it were "side business", the concern of the people and their ability to collect knowledge wouldn't be weakened. In this paper, I change the name of the hunting of birds and animals in flatland which was with difficulty accepted by the existing hunting-studies of folklore study, from "side business" to "minor subsistence". And I point out that there is a lot of valuable historical knowledge about techniques existing there, and so I come closer to the real picture. Moreover, I aim at a detailed and

correct estimation of the real conditions of social and economical significance regarding the activities of which we have tended to take little account as "side business".